

宮城大学大学院履修ガイド
2025
看護学研究科

MYU GRADUATE CURRICULUM GUIDE 2025

看護学研究科 履修ガイド 2025

Graduate School of Nursing

MYU GRADUATE CURRICULUM GUIDE



この履修ガイドは修了まで使用するものです。
大切に保管してください。

建学の理念

本学は、ホスピタリティ精神やアメニティ感覚に溢れ、高度な専門性と実践的能力を身につけた地域の発展をリードし、世界に貢献できる人材を育成するとともに、学術・文化の向上と豊かで活力のある地域社会の形成に寄与する。

建学の精神

快い生活環境（アメニティ）に身を置き、心温まる人間関係（ホスピタリティ）に囲まれていることは成熟社会に生きる万人の願いであり、このような地域社会を実現させるために「ホスピタリティとアメニティの究明と実現」を目指す。

大学の理念

高度な実学に基づき、豊かな人間性、高度な専門性及び確かな実践力を身につけ、グローバルな視点で地域社会の発展に貢献できる人材を育成するとともに、学術・文化の向上と豊かで活力のある地域社会の形成に寄与する。

豊かな人間性：先人たちの考えや相手の価値観を尊重し、知性と感性を涵養することで自らの人間性を磨いていく。

高度な専門性：関連するあらゆる学問や技術に関心を寄せ、自らの専門性を高め、時々刻々と変化する社会にしなやかに、かつ、柔軟に対応できる力を身につける。

確かな実践力：地域に根ざし、グローバルな視点で自ら主体的に考え、強い意志を持って実践していく。

大学院の目的

本学大学院は、地域社会及び国内外の大学・研究機関等との自由かつ緊密な交流及び連携のもとに看護、事業構想及び食産業に関する高度な学術理論及び応用について研究し、その深奥をきわめて、学術文化の振興に資するとともに、地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。

各研究科の教育研究上の目的

看護学 研究科	生命の尊厳を基盤とする豊かな人間性を備え、学際的及び国際的な視点で地域現場の課題に対応できる知識・技術及び研究能力を持ち、高度な実践を行う看護職及び高度に専門的かつ自律的な研究能力を持つ教育研究者を養成するとともに、保健医療において必要とされる高度かつ専門的な看護について、研究と社会活動を行うこと。
------------	--

事業構想学 研究科	豊かな人間性に基づき、事業構想に関する高度に専門的な知識・技術をもち、学際的、国際的視点で研究または実践を主体的に遂行できる研究者、高度職業人を養成するとともに、事業構想において必要とされる高度かつ専門的な知識・技術・政策課題について、研究と社会活動を行うこと。
食産業学 研究科	豊かな人間性に基づき、食産業に関する広い視野と高度な専門知識・技術をもち、学際的、国際的視点で研究または実践を主体的に遂行できる研究者、高度職業人を養成するとともに、食産業において必要とされる高度かつ専門的な知識・技術について、研究と社会活動を行うこと。

大学院の教育ポリシー

1 アドミッション・ポリシー

【求める学生像】

宮城大学大学院は、本学の理念や各研究科の人材養成目標を理解し、意欲を持って主体的に学修に取り組み、高度専門職業人又は研究者として積極的に地域社会に貢献しようとする意志と、そのための基礎となる広い視野と必要な学力を備えた学生を求めています。

【入学者選抜方針】

専門領域に関する試験（筆答試験、口述試験等）、外国語（英語）、小論文、面接、出願書類などによって、必要な学力や知識及び技術、意欲、適性を評価します。

2 ディプロマ・ポリシー

1) 博士前期課程

宮城大学大学院博士前期課程では、以下の要件を満たした者に対して、修士の学位を授与する。

- (1) 専門分野に関する知識と技能を修得し、研究や実践に活用できる。
- (2) 社会問題を俯瞰的に捉え、問題点を整理し、課題解決に向けて方策を検討できる。
- (3) 専門分野や社会の発展に必要な倫理観を身につけ、研究や実践を遂行できる。

2) 博士後期課程

宮城大学大学院博士後期課程では、以下の要件を満たした者に対して、博士の学位を授与する。

- (1) 専門分野に関する高度な知識と技能を修得し、高度専門職業人¹⁾として研究を自立的²⁾に行い、専門分野を発展させる能力を有する。
- (2) 社会問題を俯瞰的に捉え、課題解決に向けた学際的³⁾な方策を検討できる。
- (3) 専門分野や社会の発展に必要な倫理観をもち、研究や実践を自律的⁴⁾に遂行できる。

3 カリキュラム・ポリシー

1) 博士前期課程

宮城大学大学院博士前期課程では、ディプロマ・ポリシーで示した課程修了に当たり修得すべき学修成果を学生が達成できるよう、次のようにカリキュラムを編成する。

- (1) 専門分野に関する知識と技能を修得し、研究や実践に活用することができるカリキュラムを編成する。各研究科に独自の科目やコースを設け、専門性を獲得できる教育環境を提供する。
- (2) 社会問題を俯瞰的に捉え、問題点を整理し、課題解決に向けて方策を検討できる能力を育成する科目・授業を展開する。

- (3) 研究や実践を行う上で必要な倫理観を育成する教育を展開する。
- (4) 成績評価基準を明確にし、公平で透明性のある評価を行うとともに、論文審査基準の明確化など透明性・客観性のある厳正な学位審査を行う。

2) 博士後期課程

宮城大学大学院博士後期課程では、ディプロマ・ポリシーで示した課程修了に当たり修得すべき学修成果を学生が達成できるよう、次のようにカリキュラムを編成する。

- (1) 専門分野に関する高度な知識と技能を修得し、高度専門職業人¹⁾として研究を自立的²⁾に行い専門分野を発展させる能力を育成する教育環境を提供する。
- (2) 社会問題を俯瞰的に捉え、課題解決に向けた学際的³⁾な方策を立案できる能力を育成する科目・授業を展開する。
- (3) 専門分野や社会の発展における倫理観をもち、研究や実践を自立的⁴⁾に遂行する能力を育成する教育を展開する。
- (4) 成績評価基準を明確にし、公平で透明性のある評価を行うとともに、論文審査基準の明確化など透明性・客観性のある厳正な学位審査を行う。

※ 用語解説

1) 高度専門職業人

中央教育審議会（第 211 号）は「2040 年に向けたグランドデザイン」（答申）（平成 30 年）の用語解説の中で、「高度専門職業人」を次のように説明している；「理論と実務の架橋」を重視し、深い知的学識に裏打ちされた国際的に通用する高度な専門的知識・能力が必要と社会的に認知され、例えば、職能団体や資格をはじめとする一定の職業的専門領域の基礎が確立している職業に就く者が考えられる。

我が国において「高度専門職業人」の養成は、平成 14 年当時は専門職大学院が担うとされていたが、平成 30 年の「2040 年に向けたグランドデザイン」では専門職大学院に限定されず広く大学院修士課程・博士課程もそれを担うと位置付け直されている。中教審において「高度専門職業人」とは、理論と実務の架橋を重視し、深い知的学識に裏打ちされた国際的に通用する高度な専門的知識・能力が必要と社会的に認知された職業に就く者と定義されている。こうした「国際的に通用する」職業人の養成は、本大学院の場合、後期課程において行われていると考えられるが、前期課程ではその限りではない。以上のことから、「専門職業人」ではなく「高度専門職業人」との表現で、後期課程のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに盛り込む。

2) 自立

自分で立つ、すなわち他者に依存せず自分でできるようになること。

3) 学際的

研究や事業が複数の学問にまたがって行われているさま。学際的研究は複雑な問題に対処するために必要とされ、通常、国際的視野で行われることから、ここでいう「学際的」とは「国際的」を包含するものとする。

4) 自律

自分で律する、すなわち他からの影響を受けずに自ら設定したルールに従い判断・行動すること。

目 次

総 論

1	研究科とキャンパスについて	1
2	学年及び学期・休業日・時間割について	1
3	学籍と在学期間について	2
4	授業科目	2
5	シラバス（授業計画書）	2
6	履修登録	2
7	授業への欠席及び遅刻	2
8	休講	3
9	補講	3
10	試験・成績評価	3
11	追試験・再試験	3
12	成績発表	3
13	課程の修了及び学位の授与	3
14	学業に関する相談	4
15	その他	4
	履修登録ガイド	5
	宮城大学大学院看護学研究科について	7
	Ⅰ 看護学研究科の設置背景	
	Ⅱ 看護学研究科の教育研究上の目的（大学院学則第4条）	
	履修要項	
	Ⅲ 看護学研究科（博士前期課程）	
	1 看護学研究科（博士前期課程）の目的及び教育目標	8
	2 看護学研究科（博士前期課程）の教育ポリシー	8
	1) アドミッション・ポリシー	
	2) ディプロマ・ポリシー	
	3) カリキュラム・ポリシー	
	3 看護学研究科（博士前期課程）の構成と特徴	9
	1) 研究能力養成コース	
	2) 専門看護師養成コース	
	4 教育課程の履修方法	9
	1) 研究能力養成コース	
	2) 専門看護師養成コース	
	5 履修モデル	10
	6 研究スケジュール	15

7	修了要件	6
8	学位の授与	6
9	研究指導体制	6
10	研究科修了時の学修成果の評価	6
11	論文審査基準	6
	1) 研究能力養成コース	
	2) 専門看護師養成コース	
12	教員組織(博士前期課程)	8

IV 看護学研究科(博士後期課程)

1	看護学研究科(博士後期課程)の目的及び教育目標	9
2	看護学研究科(博士後期課程)の教育ポリシー	9
	1) アドミッション・ポリシー	
	2) ディプロマ・ポリシー	
	3) カリキュラム・ポリシー	
3	看護学研究科(博士後期課程)の構成と特徴	20
4	教育課程の編成と履修方法	20
5	履修モデル	21
6	研究スケジュール	22
7	修了要件	23
8	学位の授与	23
9	研究指導体制	23
10	研究科修了時の学修成果の評価	23
11	論文審査基準	23
12	教員組織(博士後期課程)	24

関係規程

	宮城大学大学院学則	25
	宮城大学学位規程	38
	宮城大学大学院履修規程	47
	宮城大学大学院長期履修規程	53
	宮城大学大学院他研究科及び他大学院履修に関する実施要綱	59
	優れた業績を上げた学生に在学期間の短縮を適用する場合の取扱要綱	69
	宮城大学大学院看護学研究科指導要綱	77
	宮城大学大学院看護学研究科学位論文審査要綱	79
	宮城大学大学院看護学研究科学位論文(修士)作成要領	82
	宮城大学大学院看護学研究科学位論文(博士)作成要領	91

総

論

総 論

1 研究科とキャンパスについて

宮城大学では、看護学群・事業構想学群・食産業学群及び看護学研究科・事業構想学研究科・食産業学研究科を設置しています。それぞれの研究科は、以下のキャンパスに所在しています。

	宮城大学大和キャンパス	宮城大学太白キャンパス
設置研究科	看護学研究科・事業構想学研究科	食産業学研究科
住 所	〒981-3298 宮城県黒川郡大和町学苑1番地1	〒982-0215 宮城県仙台市太白区旗立2-2-1
電 話	022-377-8205	022-245-2211

2 学年及び学期・休業日・時間割について（宮城大学大学院学則（以下「大学院学則」）第7条）

（1）学年、学期及び休業日

本学の教育課程は、以下の日程で運用しています。また、学年を前期と後期にわけて単位認定を行う「前後期制」を採用しています。

	期 間
学 年	4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。
前 期	4月1日 から 9月30日まで
後 期	10月1日 から 3月31日まで
休 業 日	土・日・祝日・開学記念日5月1日
春季休業日 夏季休業日 冬季休業日	別に定める。（春季・夏季・冬季休業の日程は年度ごとに変更になる場合があります。当該年度の長期休業の日程は、MYUpediaの「学年暦」を確認してください。）

※後期の授業開始日は、10月1日よりも前になることがあります。学年暦を確認してください。

（2）時間割

授業は、前期・後期の期間内のうち、月曜日から金曜日まで、下表の時間割に沿って行われます。

時限	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限	7時限
時間	8:50 }	10:30 }	12:50 }	14:30 }	16:10 }	17:50 }	19:30 }
	10:20	12:00	14:20	16:00	17:40	19:20	21:00

また、通常の時間割以外に、以下の開講形態があります。

- ①集中講義：夏季休業等の休業日に、集中的に授業を開講するものです。
- ②隔週開講：1週おきに開講するものです。
- ③指定日開講：特定の日時に開講するものです。

その他、学外の実習等、通常の時間割以外の時間帯に授業を行う場合があります。

3 学籍と在学期間について（大学院学則 第16条、第17条、第20条、第37条、第38条）

本学では、必要な修業の期間や、在学できる期間の限度を以下のとおり定めています。

- ・ 修業期間：修業した期間を「修業期間」といいます。
- ・ 修業年限：卒業までに修業すべき年数を定めています。
- ・ 在学期間：在学した期間を「在学期間」といいます。
- ・ 在学年限：在学できる年数です。在学年限を超えて在学することはできません。
- ・ 休学期間：休学した期間を「休学期間」といいます。休学期間は、修業期間や在学期間には含まれません。

	修業年限	在学年限	休学期間の限度
博士前期課程	2年	4年	4年
博士後期課程	3年	5年	4年

※引き続き1年を超えて休学することはできません。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を得て休学期間を2年まで延長することができます。

※再入学を許可された学生、及び学長に長期履修が認められた学生の在学年限については、個々に定められます。

※原則として当該年数以上在学しなければ修了することはできません（これを在学期間と呼びます）。ただし、優れた業績を上げたと研究科教授会が認める者については、在学期間を短縮することもあります。

4 授業科目（大学院学則第31条、大学院履修規程第2条）

授業科目は、講義科目と演習科目（実習科目）に大別されます。詳しくは、履修規程で確認してください。

5 シラバス（授業計画書）

授業科目毎の授業内容を明示した授業計画等を「シラバス（syllabus）」といいます。

- ・ シラバスには、授業科目の授業概要、授業計画、評価方法などが簡潔に説明されています。
- ・ 「学務管理システム」で参照することができます。
- ・ シラバスは、履修登録の際や、履修の過程において、授業の目的や、全体の流れを確認することに活用してください。

6 履修登録（大学院履修規程第5条）

授業に出席し、所定の単位を修得するためには、学年暦に定める履修登録期間内に履修登録を行うことが必要です。履修登録ができる科目は、「履修規程」別表で、自分の所属学年及びそれ以下の学年に配当されている科目です。

登録の手順等、詳細については、次項「履修登録ガイド」で確認してください。

7 授業への欠席及び遅刻

本学大学院においては、欠席届や忌引の取扱いはありません。欠席及び遅刻に対する取扱いは授業の担当教員が判断します。欠席等について連絡する必要がある場合は、担当教員に直接連絡してください。

学校感染症（新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等）と診断されたら出席停止となります。出席停止の扱いを受けるためには、所定の手続きが必要です。詳細については、「MYUpedia」を参照してください。

8 休講

授業が休止になることを休講といいます。休講は、学内メールや「学務管理システム」でお知らせします。

※ なお、休講は担当教員の都合による他、自然災害等による場合があります。自然災害等における遠隔授業・休講への切り替えの基準については、「15 その他」に記載されています。

9 補講

補講は、休講等により授業時間が不足し、所定の内容が修得しきれないと教員が判断した場合に行われます。補講の有無は、授業中にアナウンスされるほか、休講の連絡方法と同様の方法で連絡します。

10 試験・成績評価（大学院履修規程第7条、第8条）

授業科目の試験は原則として定期試験期間に行われますが、レポート等で成績を評価する科目などもあります。自分の登録した科目の成績評価方法は、シラバスを参照するほか、担当教員に確認してください。評価方法がレポートの場合、提出期限等は教員からの指示に従ってください。

11 追試験・再試験（大学院履修規程第9条、第10条）

所定の試験に欠席した学生に対する試験（追試験）は原則として実施されません。ただし、病気その他特別の理由によりやむを得ず受験できなかった学生に対しては、本人からの願い出により行われることがあります。また、不合格になった学生に対する試験（再試験）についても原則として実施されませんが、研究科教授会の判断により実施される場合があります。

12 成績発表

授業科目における成績の評価については、前期は9月末、後期は3月末に「学務管理システム」で確認することができます。また、評価の内容は成績証明書に反映されます。

※ 「不可」の評価となった科目に限り、今後の学修に資するため、成績発表日を含む10日間のみ、成績に関する質問を受け付けます。成績に関する質問は、MYUpediaから所定の様式を取得し、提出してください。

13 課程の修了及び学位の授与（大学院学則第37条、第38条）

本学大学院の課程を修了するためには、原則として博士前期課程は2年以上、博士後期課程は3年以上在学し、課程ごとに定められた必要単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士前期課程においては、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験、博士後期課程においては、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければなりません（「修了要件」）。

各自の修了要件は、「履修規程」で確認してください。

修了を認定された者には、学位が授与されます。学位には専攻を付記し、博士前期課程は「修士（看

護学)」、博士後期課程は「博士(看護学)」となります。

14 学業に関する相談

専任教員の研究室・内線番号は、別途案内がありますので参考にしてください。また、非常勤講師に対する学修上の相談や質問は、講師の来学時等、直接行ってください。

なお、学修や進路上の悩みなどがある場合、各研究科の教員や事務局が窓口となって相談を受け付けます。また、学生相談室もありますので、こうした場を活用しながら、有意義な学生生活を送ってください。

15 その他

(1) 大学からの連絡

学内行事、集中講義などで連絡事項が発生した場合や、学生生活に関する重要なお知らせは、学内メールで周知する場合がありますので、学内メールを確認してください。また、学内メールの他、学務管理システムやMYUpedia等を通じて連絡を行うことがあります。

(2) 自然災害等による遠隔授業・休講への切り替え基準

下記の気象状況や自然災害等により学生及び教職員の通学・通勤が困難な場合や困難になると想定される場合は、安全確保のため遠隔授業への切り替えまたは休講措置を行います。

- ① 以下の時点において、仙台市又は大和町に大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪のいずれかの「警報」が発令され、スチューデントサービスセンター長(S S C長)及び副センター長が遠隔授業への切り替え又は休講が必要と判断した場合

(JR在来線(東北本線・常磐線・仙山線・仙石線)の仙台駅を含む区間の運休又は運転見合わせや仙台市立小中高校の休校を目安として判断します。)

原則、前日 16 時又は 17 時の時点：翌日授業を『遠隔授業』又は『休講』とする

(気象庁の発表に合わせて時間は前後する場合があります)

- ② 上記のほか、学長及びS S C長が学生の安全確保のため必要があると判断した場合

(3) 休講の基準

予め予想できない自然災害等が発生した場合や、遠隔授業による授業実施も困難な状況の場合は、休講について判断するものとします。

午前7時の時点： 当日、午前の授業(1・2限) 『休講』
午前10時の時点： 当日、午後の授業(3～5限) 『休講』

(4) 事務局窓口受付時間

月～金曜日 8:30～17:50

休日及び時間外は、書類等の提出物は受け取りません。

※各種リンク(2次元コード)

<MYUpedia> <学務管理システム>



履修登録ガイド

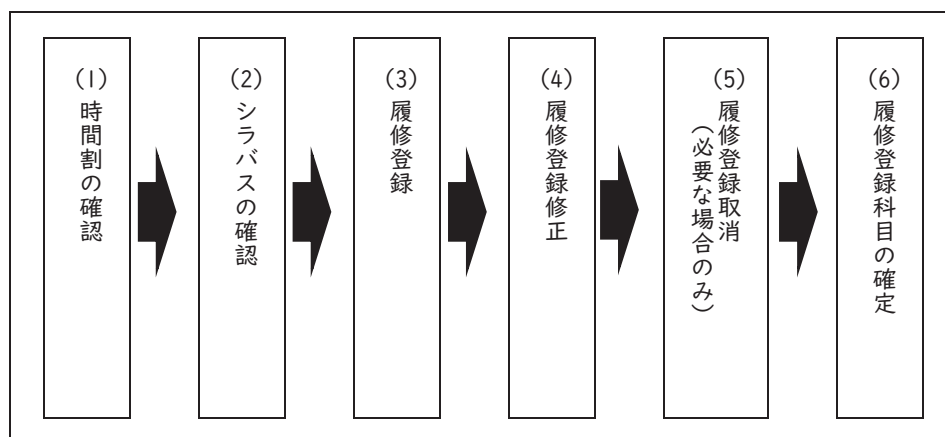
履修登録ガイド

1 履修登録の重要性

授業に出席し、単位を修得するためには、定められた期間内に履修登録を行う必要があります。履修登録しなければ試験を受けられません。履修計画を立て、確実に修了要件を満たすように履修登録を行ってください。

2 履修登録の手順

本学では、学務管理システムを利用して各自が履修登録を行います。



(1) 学年暦・時間割の確認

MYUpedia に学年暦・時間割が掲載されますので確認してください。

(2) シラバスの確認

学務管理システムからシラバスを確認することができます。シラバスには当該科目についての情報とともに他の科目との関連も記載されていますので、よく確認して履修計画を立ててください。

(3) 履修登録

定められた期間内に学務管理システムで履修登録の操作をしてください。選択された内容は、学務管理システムの「時間割」で確認することができます。

また、後期に開講する科目についても前期に履修登録を行う必要がありますので注意してください。

(4) 履修登録修正

履修登録の内容を修正したい場合、定められた期間内であれば、学務管理システムから登録内容を修正することができます。後期科目については、後期授業開始後に同様の修正期間を設けます。

(5) 履修登録取消

定められた期間内であれば、履修登録を取り消すことができます。

(6) 履修登録科目の確定

履修登録に係る所定の手順を終えると、最終的な登録内容が学務管理システムの時間割で確認できます。登録内容が異なっている場合は、事務局に連絡してください。

3 履修登録上の留意点

(1) 履修可能な科目

履修登録ができる科目は、履修規程において、自分の在学する学年及びそれ以下の学年に開講されている科目です。

(2) 単位修得済み科目の履修登録の禁止

一度単位を修得した科目は、再度履修登録を行うことはできませんので注意してください。

(3) その他

履修登録期間中には、履修登録に係る連絡事項が伝えられますので、学務管理システムや校内メールを確認してください。

宮城大学大学院
看護学研究科について

宮城大学大学院看護学研究科について

I 看護学研究科の設置背景

本大学院看護学研究科は、平成13年度に宮城県内に初めての看護系大学院として開設し、地域保健医療の様々な課題に柔軟に対応できる人材の育成を行ってきた。看護学研究科の目的を「地域の保健医療において必要とされる高度かつ専門的な看護について、教育・研究と社会活動を行う」とし、教育目標を「地域現場の課題に対応できる知識・技術及び研究能力をもち、高度な実践能力を備える専門的な看護職を育成する」として、看護系大学の教員や臨床現場における看護管理者および教育的・指導的役割を担う看護職を養成し、大学の理念の一つである「高度な実学による地域貢献」の使命を果たしてきた。

しかしながら、社会における医療を取り巻く環境は、日々急速な変化を遂げており、医療の高度化、疾病構造の変化、医療システムの多様化などの社会情勢に対応して、従来にも増して利用者のニーズに合った高度な看護実践が求められている。こうした背景から、個人はもとより、家族や地域社会のセルフケア能力を高めていくことが必要であり、人々の生涯にわたる健康を保持・増進していくための高度な専門的知識に根ざした看護支援方法を開発、推進していくことが必要になっている。

このような社会の情勢、特に地域社会の状況からくる新たな看護支援方法開発の要求に応える教育研究を行うために、平成22年度より本学大学院看護学研究科を改編し、博士課程前期2年の課程（以下、「博士前期課程」という）、および博士課程後期3年の課程（以下「博士後期課程」という）を設置した。

II 看護学研究科の教育研究上の目的（大学院学則第4条）

生命の尊厳を基盤とする豊かな人間性を備え、学際的及び国際的な視点で地域現場の課題に対応できる知識・技術及び研究能力を持ち、高度な実践を行う看護職及び高度に専門的かつ自律的な研究能力を持つ教育研究者を養成するとともに、保健医療において必要とされる高度かつ専門的な看護について、研究と社会活動を行うこと。

履 修 要 項

(前 期 課 程)

Ⅲ 看護学研究科（博士前期課程）

1 看護学研究科（博士前期課程）の目的及び教育目標

看護学研究科では、地域の保健医療において必要とされる高度かつ専門的な看護について、教育・研究と社会活動を行うことを目的とし、博士前期課程の教育目標を「保健医療福祉の現場の課題に対応できる知識・技術及び研究能力を持ち、高度な実践能力を備える専門的な看護職を育成する」とする。

2 看護学研究科（博士前期課程）の教育ポリシー

1) アドミッション・ポリシー

【求める学生像】

看護学研究科博士前期課程では、基礎的研究力及び高度な看護実践力を身に付けるために必要な学力、意欲、適性を持った人を受け入れます。

【入学者選抜方針】

看護学研究科博士前期課程では、以下の入学者選抜により、基礎的研究力及び高度な看護実践力を身に付けるために必要な学力、専門領域に関する知識や論理的思考能力、研究計画の立案・遂行能力、表現力、コミュニケーション能力のほか、自らの専門領域や関連領域に対する関心、勉学や研究に対する意欲及び適性を評価します。

- (1) 入学者選抜は、一般選抜、社会人選抜によって行います。
- (2) 一般選抜では、看護専門、小論文、面接、本学が指定する英語の外部検定試験の公式スコア、出願書類により入学者を選抜します。
- (3) 社会人選抜では、看護専門、小論文、面接、出願書類により入学者を選抜します。

2) ディプロマ・ポリシー

看護学研究科博士前期課程では、以下の要件を満たした者に対して、修士（看護学）の学位を授与する。

- (1) 看護学における研究や実践に必要な知識と技能を修得し、活用できる。
- (2) 社会問題を俯瞰的に捉え、看護実践上の課題を整理し、課題解決に向けて方策を検討できる。
- (3) 看護学の発展に必要な倫理観をもち、研究や実践を主体的に遂行できる。

3) カリキュラム・ポリシー

看護学研究科博士前期課程では、ディプロマ・ポリシーで示した課程修了に当たり修得すべき学修成果を学生が達成できるよう、次のようにカリキュラムを編成する。

- (1) 看護学における研究や実践に必要な知識と技能を修得し、研究や実践に活用することができ、人材を育成するために、「研究能力養成コース」と「専門看護師養成コース」を設ける。
 - ① 「研究能力養成コース」では、看護学専門領域における研究能力を養成するために必要な科目を編成する。
 - ② 「専門看護師養成コース」では、高度な看護実践力を備えた看護師を養成するために必要な科目を編成する。
- (2) 社会問題を俯瞰的に捉え、看護実践上の課題を整理し、課題解決に向けて方策を検討できる能力を育成する科目・授業を展開する。
- (3) 看護学の発展に必要な倫理観をもち、研究や実践を主体的に遂行できる能力を育成する教

育を展開する。

- (4) 学修成果は、シラバスで設定されている各授業科目の到達目標及び成績評価基準に基づいて評価する。また、学位論文については、学位論文審査基準に基づいて評価する。

3 看護学研究科（博士前期課程）の構成と特徴

博士前期課程は、看護基礎教育課程から博士後期課程の「生涯健康支援看護学」に連動する教育課程であり、対象の発達段階や看護の活動の場に即した多様な看護の専門性を修得し、生涯にわたる健康を支援する上で必要な知識と技能を養う。また、高度な実学を基盤とした教育・実践・研究活動をとおして、保健医療福祉に寄与する専門的な看護職を養成することを目標として、「研究能力養成コース」、「専門看護師養成コース」の2コースを設置する。

1) 研究能力養成コース

保健医療福祉の現場における看護の質の向上のために、対象となる人中心の看護の視点からの研究活動を通じて、看護学が扱う現象を科学的に追究できる研究能力を養成する。

2) 専門看護師養成コース

保健医療福祉の現場における課題を科学的思考及び研究的視点で多角的に分析でき、課題に実効的に取り組むために必要な高度な実践力を備えた専門看護師を養成する。

日本看護系大学協議会より認可され、宮城大学大学院看護学研究科博士前期課程で実施している専門看護師養成コース（取得可能な専門看護師）は以下の通りである。

- ・成熟期看護学分野老年健康看護学領域専門看護師養成コース（老人看護専門看護師）
- ・成熟期看護学分野がん看護学領域専門看護師養成コース（がん看護専門看護師）
- ・広域看護学分野在宅健康看護学領域専門看護師養成コース（在宅看護専門看護師）

4 教育課程の履修方法

「宮城大学大学院履修規程」別表を参照し、次の科目を履修し、単位を修得すること。履修にあたっては、自らの専門性や研究テーマに関連する科目を検討し、指導教員と相談すること。

1) 研究能力養成コース

【必須科目】

専門科目から次の科目8単位と看護学特別研究8単位の合計16単位を修得すること。

- ・講義4単位（特論または援助論）
- ・演習4単位

【選択科目】

次の科目から合計14単位以上を修得すること。

- ・専門科目の講義科目
- ・専門共通科目
- ・共通選択科目

2) 専門看護師養成コース

【必須科目】

専攻分野の対象科目24単位と専攻分野に関する課題研究4単位の合計28単位を修得すること。

- ・講義10単位
- ・演習4単位
- ・実習10単位
- ・課題研究4単位

次の3科目、合計6単位を修得すること。

- ・フィジカルアセスメント
- ・病態生理学
- ・臨床薬理学

【選択科目】

次の7科目から合計8単位以上修得すること。

- ・看護管理学特論 I
- ・看護研究特論
- ・コンサルテーション論
- ・看護倫理
- ・看護政策論
- ・看護理論
- ・看護教育学

5 履修モデル

自らが履修する科目を「4. 教育課程の履修方法」に即して検討する際、以下に示す履修モデルを参考にすると良い。

研究能力養成コースでは、学生の専門性や研究テーマに即して履修科目が異なるためモデル例を示し難い。履修科目の登録に先立ち、下記のフォーマットを活用して自らの履修希望科目と履修時期、単位数を記入し、指導教員に相談すると良い。

1) 研究能力養成コース ※ 長期履修制度を利用する場合は、適宜行や列を追加すること。

	1年次			2年次		
	前期	後期	単位	前期	後期	単位
専門科目						
	看護学特別研究					8
	計				計	
専門共通科目						
	計			計		
共通選択科目						
	計			計		
単位	1年次 計			2年次 計		
	合 計					

〔研究能力養成コース：履修登録前の確認ポイント〕

- 【必須科目】 専門科目のうち、次の科目から、合計 16 単位以上を取っていますか？
 - ・講義 4 単位
 - ・演習 4 単位
 - ・看護学特別研究 8 単位
- 【選択科目】 次の科目から、合計 14 単位以上を取っていますか？
 - ・専門科目のうち必須科目以外の講義科目
 - ・専門共通科目
 - ・共通選択科目
- 全修業期間内に修了要件 30 単位以上を修得できる計画ですか？
- 指導教員に相談しましたか？

2) 専門看護師養成コース

(1) 老人看護専門看護師を目指す場合

	1年次			2年次		
	前期	後期	単位	前期	後期	単位
専門科目	老年健康看護学特論Ⅰ		2			
	老年健康看護学特論Ⅱ		2			
		老年健康看護援助論Ⅰ	2			
		老年健康看護援助論Ⅱ	2			
		老年健康看護学演習Ⅰ	2			
		老年健康看護学演習Ⅱ	2		老年健康看護学実習Ⅱ(集中)	3
		老年医療学	2		老年健康看護学実習Ⅲ(集中)	3
	老年健康看護学実習Ⅰ(集中)	4				
	老年健康看護学課題研究					4
			計 18			計 10
専門共通科目	看護研究特論		2			
	コンサルテーション論		2			
	看護倫理		2			
	看護理論		2			
	フィジカルアセスメント		2			
	病態生理学		2			
	臨床薬理学		2			
			計 14			計
共通選択科目						
			計			計
単位	1年次 計		32	2年次 計		10
	合			計		

(2) がん看護専門看護師を目指す場合

	1年次			2年次		
	前期	後期	単位	前期	後期	単位
専門科目	がん病態生理学		2			
	がん看護学特論Ⅰ		2			
	がん看護学特論Ⅱ		2			
	がん看護援助論Ⅰ		2			
	がん看護学演習Ⅰ		2			
		がん看護援助論Ⅱ	2		がん看護学実習Ⅱ(集中)	3
		がん看護学演習Ⅱ	2		がん看護学実習Ⅲ(集中)	3
	がん看護学実習Ⅰ(集中)	4				
	がん看護学課題研究					4
			計 18			計 10
専門共通科目	看護研究特論		2			
	コンサルテーション論		2			
	看護倫理		2			
	看護理論		2			
	フィジカルアセスメント		2			
	病態生理学		2			
	臨床薬理学		2			
			計 14			計
共通選択科目						
			計			計
単位	1年次 計		32	2年次 計		10
	合			計		

(3) 在宅看護専門看護師を目指す場合

	1年次			2年次		
	前期	後期	単位	前期	後期	単位
専門科目	在宅健康看護学特論Ⅰ		2			
	在宅健康看護援助論Ⅰ		2			
		在宅医療学	2			
		在宅健康看護学特論Ⅱ	2			
		在宅健康看護援助論Ⅱ	2			
		在宅健康看護学演習Ⅰ	2		在宅健康看護学実習Ⅱ(集中)	3
		在宅健康看護学演習Ⅱ	2		在宅健康看護学実習Ⅲ(集中)	3
	在宅健康看護学実習Ⅰ(集中)	2		在宅健康看護学実習Ⅳ(集中)	2	
	在宅健康看護学課題研究					4
	計		16		計	12
専門共通科目	看護研究特論		2			
	コンサルテーション論		2			
	看護倫理		2			
	看護理論		2			
	フィジカルアセスメント		2			
	病態生理学		2			
	臨床薬理学		2			
	計		14		計	
共通選択科目						
	計				計	
単位	1年次 計		30	2年次 計		12
	合			計		

「宮城大学大学院履修規程」

別表1 (第2条関係) 看護学研究科看護学専攻博士課程(前期2年の課程)

授 業 科 目	配当 年次	単位数				必修 ・ 選択 の別	備考
		講 義	演 習	実 習	研 究		
基礎看護学特論Ⅰ	1前	2				選択	■研究能力養成コース (修了要件単位数30単位以上) 【必須】 専門科目から次の科目8単位と看護学特別 研究8単位の合計16単位を修得するこ と。 ・ 講義4単位(特論または援助論) ・ 演習4単位 【選択】 次の科目から合計14単位以上を修得する こと。 ・ 専門科目の講義科目 ・ 専門共通科目 ・ 共通選択科目 ■専門看護師養成コース (修了要件単位数42単位以上) 【必須】 専攻分野の対象科目24単位と専攻分野に 関する課題研究4単位の合計28単位を修 得すること。 * がん看護専攻対象科目 ** 老年看護専攻対象科目 *** 在宅看護専攻対象科目 ・ 講義10単位 ・ 演習4単位 ・ 実習10単位 ・ 課題研究4単位 次の3科目、合計6単位を修得すること。 ・ フィジカルアセスメント ・ 病態生理学 ・ 臨床薬理学 【選択】 次の7科目から合計8単位以上修得するこ と。 ・ 看護管理学特論Ⅰ ・ 看護研究特論 ・ コンサルテーション論 ・ 看護倫理 ・ 看護政策論 ・ 看護理論 ・ 看護教育学
基礎看護学特論Ⅱ	1後	2				選択	
基礎看護学演習Ⅰ	1後		2			選択	
基礎看護学演習Ⅱ	2前		2			選択	
看護管理学特論Ⅰ	1前	2				選択	
看護管理学特論Ⅱ	1後	2				選択	
看護管理学演習Ⅰ	1後		2			選択	
看護管理学演習Ⅱ	2前		2			選択	
成人健康看護学特論	1前	2				選択	
成人健康看護援助論	1後	2				選択	
成人健康看護学演習Ⅰ	1後		2			選択	
成人健康看護学演習Ⅱ	2前		2			選択	
がん病態生理学 *	1前	2				選択	
がん看護学特論Ⅰ *	1前	2				選択	
がん看護学特論Ⅱ *	1前	2				選択	
がん看護援助論Ⅰ *	1前	2				選択	
がん看護援助論Ⅱ *	1後	2				選択	
がん看護学演習Ⅰ *	1前		2			選択	
がん看護学演習Ⅱ *	1後		2			選択	
がん看護学実習Ⅰ *	1集中			4		選択	
がん看護学実習Ⅱ *	2集中			3		選択	
がん看護学実習Ⅲ *	2集中			3		選択	
がん看護学課題研究 *	1~2				4	選択	
精神健康看護学特論	1前	2				選択	
精神健康看護援助論	1後	2				選択	
精神健康看護学演習Ⅰ	1後		2			選択	
精神健康看護学演習Ⅱ	2前		2			選択	
老年健康看護学特論Ⅰ **	1前	2				選択	
老年健康看護学特論Ⅱ **	1前	2				選択	
老年医療学 **	1後	2				選択	
老年健康看護援助論Ⅰ **	1後	2				選択	
老年健康看護援助論Ⅱ **	1後	2				選択	
老年健康看護学演習Ⅰ **	1後		2			選択	
老年健康看護学演習Ⅱ **	1後		2			選択	
老年健康看護学実習Ⅰ **	1集中			4		選択	
老年健康看護学実習Ⅱ **	2集中			3		選択	
老年健康看護学実習Ⅲ **	2集中			3		選択	
老年健康看護学課題研究 **	1~2				4	選択	
母性健康看護学特論	1前	2				選択	
母性健康看護援助論	1後	2				選択	
母性健康看護学演習Ⅰ	1後		2			選択	
母性健康看護学演習Ⅱ	2前		2			選択	
小児健康看護学特論	1前	2				選択	
小児健康看護援助論	1後	2				選択	
小児健康看護学演習Ⅰ	1後		2			選択	
小児健康看護学演習Ⅱ	2前		2			選択	
地域健康看護学特論Ⅰ	1前	2				選択	
地域健康看護学特論Ⅱ	1後	2				選択	
地域健康看護学演習Ⅰ	1後		2			選択	
地域健康看護学演習Ⅱ	2前		2			選択	
在宅健康看護学特論Ⅰ ***	1前	2				選択	
在宅健康看護学特論Ⅱ ***	1後	2				選択	
在宅健康看護援助論Ⅰ ***	1前	2				選択	
在宅健康看護援助論Ⅱ ***	1後	2				選択	
在宅医療学 ***	1後	2				選択	
在宅健康看護学演習Ⅰ ***	1後		2			選択	
在宅健康看護学演習Ⅱ ***	1後		2			選択	

専
門
科
目

在宅健康看護学実習Ⅰ	***	1・2集中			2		選択
在宅健康看護学実習Ⅱ	***	2集中			3		選択
在宅健康看護学実習Ⅲ	***	2集中			3		選択
在宅健康看護学実習Ⅳ	***	2集中			2		選択
在宅健康看護学課題研究	***	1～2				4	選択
看護学特別研究		1～2				8	選択
(専門科目の合計単位数)			58	40	30	20	

別表Ⅰ（第2条関係）看護学研究科看護学専攻博士課程（前期2年の課程）

授 業 科 目		配当 年次	単位数				必修 ・選択 の別	備考
			講 義	演 習	実 習	研 究		
共 通 科 目	専 門 共 通 科 目	看護研究特論	1前	2				選択
		看護研究方法特論	1後	2				選択
		コンサルテーション論	1前	2				選択
		看護倫理	1前	2				選択
		看護政策論	1後	2				選択
		看護理論	1前	2				選択
		看護教育学	1前	2				選択
		フィジカルアセスメント	1前	2				選択
		病態生理学	1前	2				選択
		臨床薬理学	1前	2				選択
	災害看護学	1前	2				選択	
	共 通 選 択 科 目	保健情報学	1後	2				選択
		保健行動科学特論	1後	2				選択
		人間関係情報処理論	1前	2				選択
		医療経済学	1前	2				選択
		疫学統計	1前	2				選択
		統計学特論	1前	2				選択
		社会福祉学特論	1前	2				選択
	(共通科目の合計単位数)			36				
合 計 単 位 数			94	44	30	20	修了要件単位数 ■研究能力養成コース30単位以上 ■専門看護師養成コース42単位以上	

6 研究スケジュール

2025（令和7）年度 研究スケジュールの概要（博士前期課程）

月	2025（令和7）年度	M1	M2（3月修了）	M2（9月修了）	
前期	3日（木）	入学式			
	4日（金）	オリエンテーション			
	4月	4日（金）～11日（金）	履修登録期間		
		14日（月）～25日（金）	履修登録修正・取消期間		
		25日（金）	研究指導計画書 提出期限（主指導教員が提出）		
	5月	1日（木）	開学記念日		
		7日（水）	履修登録科目確定		
	6月	30日（月）～7月1日（火）			学位論文 提出期間
	7月	2日（水）	研究題目報告期限 （7月発表者）		学位論文審査期間 ※口頭試問による最終試験 7月3日～7月15日
		3日（木）			
		9日（水）	7月研究計画発表会		
		15日（火）			
		30日（水）～8月5日（火）	前期試験期間		
	8月	6日（水）～9月28日（日）	夏季休業		
		19日（火）			最終論文（修正稿）提出
	9月	12日（金）			修了者発表
		16日（火）			修了者 学位論文発表会
		17日（水）	前期成績発表日		
		19日（金）			学位記授与式（9月修了）
		29日（月）～10月10日（金）	履修登録修正・取消期間		
10月		14日（火）	履修登録科目確定		
	31日（金）	研究指導計画書 提出期限（主指導教員が提出） ※後期復学者対象			
11月	26日（水）	研究題目報告期限 （12月発表者）			
12月	3日（水）	12月研究計画発表会			
	26日（金）～1月4日（日）	冬季休業			
1月	5日（月）～6日（火）			学位論文 提出期間	
	8日（木）			学位論文審査期間 ※口頭試問による最終試験 1月8日～1月30日	
	26日（月）	研究題目報告期限 （2月発表者）			
	30日（金）				
2月	4日（水）	2月研究計画発表会		学位論文 修正期間	
	6日（金）			最終論文（修正稿）提出	
3月	6日（金）			修了者発表	
	10日（火）			修了者 学位論文発表会	
	19日（木）			学位記授与式	
	23日（月）	後期成績発表日			

：論文関連日程

：教務関連日程

7 修了要件

- ① 原則として標準修業年限2年を満たすこと。
- ② 研究能力養成コースは、必須科目16単位および選択科目14単位以上あわせて30単位以上修得すること。
専門看護師養成コースは、必須科目34単位および選択科目8単位以上あわせて42単位以上修得すること。
- ③ 修士論文（課題研究）の審査、および最終試験に合格すること。

8 学位の授与

本課程を修了したものに与える学位は、修士（看護学）とする。

9 研究指導体制

本課程は、「宮城大学大学院看護学研究科指導要綱」（関係規程を参照）に基づき研究指導を行う。

10 研究科修了時の学修成果の評価

宮城大学大学院看護学研究科博士前期課程ディプロマ・ポリシーに則り、講義・演習等の学修すべてを通じた自己評価及び教員評価、ならびに最終試験の口頭試問及び論文審査によって達成度を評価する。

11 論文審査基準

1) 研究能力養成コース

(1) 学位論文（修士）の研究主題について

- ・独創性がある
- ・看護学、看護実践への貢献性がある
- ・今後の研究発展の可能性が認められる
- ・新規性がある

(2) 学位論文（修士）の構成について

研究題目	・研究題目に、研究内容を反映したキーワードが含まれている ・意義ある研究であることが伝わる表現である
研究目的	・研究題目に即した文献検討に基づき、研究背景が整理され、研究課題が明確に示されている ・看護（学）の問題・課題の全体像を明確にし、研究の位置づけが示されている ・研究目的が明確に示されている ・研究の意義について明示されている
研究方法	・研究目的に応じた研究デザイン・研究方法（対象の選定、データ収集方法、分析方法）が選択されている ・研究方法が明確かつ具体的に記述されている ・信頼性・妥当性、真実性・確実性を保証する方法が示されている
研究結果	・研究方法に基づいて、必要なデータが十分に収集されている ・研究目的に沿って、分析結果が記述されている ・図・表等は分かりやすく提示されている

考 察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的に沿って論理的に展開されている ・ 結果に基づき、解釈に矛盾や飛躍がない ・ 文献が適切に活用されている ・ 看護の実践の変革・改善や看護学への貢献性が示唆されている
研究の 限界と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究の限界と課題が述べられている
結 論	<ul style="list-style-type: none"> ・ 得られた結果、考察から、結論が導かれている ・ 簡潔明瞭に記述されている
倫理的配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学の研究倫理審査委員会の承認を得たことが記載されている ・ 研究過程のすべてにおいて倫理的配慮がなされている
論理構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究主題・目的・方法から結論に至るまで首尾一貫した論理構成である ・ 明解、一貫性、論理性のある論旨が展開されている

(3) 口頭試問について

- ・ 研究内容を分かりやすく説明できる
- ・ 質問に対応して自分の言葉で説明できる
- ・ 講義・演習等の学修すべてを通したディプロマ・ポリシーを達する内容を述べられる

2) 専門看護師養成コース

専門看護師養成コースでは、特定の課題についての研究の成果（課題研究）を学位論文（修士）に代える。

(1) 学位論文について

- ・ 看護実践への貢献性がある
- ・ 今後の研究発展の可能性が認められる
- ・ 課題解決の方向性が示されている

(2) 学位論文構成について

- ・ II 論文審査基準 (2) 学位論文（修士）の構成についての審査基準に準ずる
- ・ ただし、研究活動時間数が少ないことから生じる研究規模の縮小等を考慮する

(3) 口頭試問について

- ・ 研究内容を分かりやすく説明できる
- ・ 質問に対応して自分の言葉で説明できる
- ・ 講義・演習等の学修すべてを通したディプロマ・ポリシーを達する内容を述べられる

1 2 教員組織（博士前期課程）

研究指導資格を有する教員	研究指導補助資格を有する教員
<p>大沼 由香 風間 逸郎 金子 さゆり 齊藤 奈緒 沢田 淳子 菅原 よしえ 高橋 和子 竹本 由香里 名古屋 祐子 萩原 潤 花里 陽子 平泉 拓 三上 千佳子 谷津 裕子</p>	<p>江角 伸吾 木村 三香 小松 容子 金野 智津 後藤 篤 霜山 真 高橋 葉子 武田 和久 沼山 博</p>

(50 音順)

履 修 要 項

(後 期 課 程)

IV 看護学研究科（博士後期課程）

1 看護学研究科（博士後期課程）の目的及び教育目標

看護学研究科では、地域の保健医療において必要とされる高度かつ専門的な看護について、教育・研究と社会活動を行うことを目的とし、博士後期課程の教育目標を「高度に専門的な知識と実践力ならびに自立的な研究能力を持つ高度看護実践指導者または看護教育研究者を育成する」とする。

・高度看護実践指導者：

医療や看護に対する深い知識と高度な研究開発力を有し、実践現場において看護実践の改革を追究できる指導力・統括力を備えた人材。地域や利用者の特性を十分に理解し、実践現場の変化に対し、研究成果を即応的に還元して看護実践全体のレベルアップを組織的に図ることのできる、研究力、教育力、管理能力を備えた人材。

・看護教育研究者：

自立的な研究能力を備え、自らの看護実践研究を基盤とした教育を行うことのできる人材。看護学の発展に貢献できる研究を自立的に計画・遂行できるほか、看護学教育において質の高い教育が実践できる人材。

2 看護学研究科（博士後期課程）の教育ポリシー

1) アドミッション・ポリシー

【求める学生像】

看護学研究科博士後期課程では、看護実践経験に基づく専門知識と実践力を有し、高度看護実践指導者や看護学教育研究者を目指す人を受け入れます。

【入学者選抜方針】

看護学研究科博士後期課程では、以下の入学者選抜により、看護実践経験に基づく専門知識と実践力、専門領域に関する知識や論理的思考能力、研究計画の立案・遂行能力、表現力、コミュニケーション能力のほか、自らの専門領域や関連領域に対する関心、勉学や研究に対する意欲及び適性を評価します。

(1) 入学者選抜は、一般選抜によって行います。

(2) 一般選抜では、専門科目、英語、面接、出願書類により入学者を選抜します。

2) ディプロマ・ポリシー

看護学研究科博士後期課程では、以下の要件を満たした者に対して、博士（看護学）の学位を授与する。

(1) 看護学における研究や実践に必要な知識と技能に基づき、高度専門職業人¹⁾として研究を自立的²⁾に行い、生涯健康支援看護学を構築し、発展させる能力を有する。

(2) 社会問題を俯瞰的に捉え、看護実践上の課題解決に向けた学際的³⁾な方策を立案・提言できる。

(3) 看護学の発展に必要な倫理観をもち、研究や実践を自律的⁴⁾に遂行できる。

※用語解説

1) 高度専門職業人

中央教育審議会（第 211 号）は「2040 年に向けたグランドデザイン」（答申）（平成 30 年）の用語解説の中で、「高度専門職業人」を次のように説明している；「理論と実務の架

橋」を重視し、深い知的学識に裏打ちされた国際的に通用する高度な専門的知識・能力が必要と社会的に認知され、例えば、職能団体や資格をはじめとする一定の職業的専門領域の基礎が確立している職業に就く者が考えられる。

我が国において「高度専門職業人」の養成は、平成 14 年当時は専門職大学院が担うとされていたが、平成 30 年の「2040 年に向けたグランドデザイン」では専門職大学院に限定されず広く大学院修士課程・博士課程もそれを担うと位置付け直されている。中教審において「高度専門職業人」とは、理論と実務の架橋を重視し、深い知的学識に裏打ちされた国際的に通用する高度な専門的知識・能力が必要と社会的に認知された職業に就く者と定義されている。こうした「国際的に通用する」職業人の養成は、本大学院の場合、後期課程において行われていると考えられるが、前期課程ではその限りではない。以上のことから、「専門職業人」ではなく「高度専門職業人」との表現で、後期課程の ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに盛り込む。

2) 自立

自分で立つ、すなわち他者に依存せずに自分でできるようになること。

3) 学際的

研究や事業が複数の学問にまたがって行われているさま。学際的研究は複雑な問題に対処するために必要とされ、通常、国際的視野で行われることから、ここでいう「学際的」とは「国際的」を包含するものとする。

4) 自律

自分で律する、すなわち他からの影響を受けずに自ら設定したルールに従い判断・行動すること。

3) カリキュラム・ポリシー

看護学研究科博士後期課程では、ディプロマ・ポリシーで示した課程修了に当たり修得すべき学修成果を学生が達成できるよう、次のようにカリキュラムを編成する。

- (1) 看護学の研究や実践に必要な知識と技能に基づき、高度専門職業人として研究を自立的に行い、生涯健康支援看護学を発展させる研究力・実践力・教育力・管理能力を育成する科目を編成する。
- (2) 社会問題を俯瞰的に捉え、看護実践上の課題解決に向けた学際的な方策を立案・提言できる能力を育成する科目・授業を展開する。
- (3) 看護学の発展に必要な倫理観をもち、研究や実践を自律的に遂行する能力を育成する教育を展開する。
- (4) 学修成果は、シラバスで設定されている各授業科目の到達目標及び成績評価基準に基づいて評価する。また、学位論文については、学位論文審査基準に基づいて評価する。

3 看護学研究科（博士後期課程）の構成と特徴

博士後期課程は、博士前期課程までの教育によって養成された看護の各専門領域の専門性を統合・包括し、人の生涯にわたる健康支援を総体的に捉える「生涯健康支援看護学」分野を柱として教育研究を行う。

4 教育課程の編成と履修方法

博士後期課程の教育課程は、「生涯健康支援看護学」分野の基盤科目と専門科目及び特別研究によって構成する。履修にあたっては、自らの専門性や研究テーマに関連する科目を検討し、指導教員と相談すること。

(1) 基盤科目

看護実践の改革や質の向上を目指す上で基盤となる人の生涯にわたる健康を探究するための理論、研究方法やケア実装戦略、ならびに組織管理・教育の強化のあり方を追究する科目で構成する。

次の科目から、合計6単位以上を修得すること。

- ・必修科目：生涯健康支援看護学概論（1単位）
- ・選択科目：研究方法特論、ケア実装特論、看護管理特論、看護教育特論から5単位以上

(2) 専門科目

専門分野における人の生涯にわたる健康と支援やシステムについて批判的かつ創造的に考究する科目で編成する。

次の科目から、合計4単位を修得すること。

- ・必修科目：生涯健康支援看護学特論（2単位）、生涯健康支援看護学演習（2単位）

(3) 特別研究

主指導教員及び副指導教員による個別研究指導と特別研究担当教員全員による集団研究指導とを組み合わせることにより、「生涯健康支援看護学」の視点に立った研究と論文作成を推進する。

次の科目から、合計6単位を修得すること。

- ・必修科目：生涯健康支援看護学特別研究（6単位）

授業科目の概要（博士後期課程）

分野	科目区分	科目名	配当年次 開講時期	単位数	必修・選択	必要単位数
生涯健康支援看護学	基盤科目	生涯健康支援看護学概論	Ⅰ前	1	必修	5 以上
		研究方法特論	Ⅰ前	2	選択	
		ケア実装特論	Ⅰ後	2	選択	
		看護管理特論	Ⅰ後	1	選択	
		看護教育特論	Ⅰ後	1	選択	
	専門科目	生涯健康支援看護学特論	Ⅰ前	2	必修	2
		生涯健康支援看護学演習	Ⅰ後	2	必修	2
	特別研究	生涯健康支援看護学特別研究	Ⅰ-3 通年	6	必修	6

5 履修モデル

	1年		2年		3年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
基盤科目	生涯健康支援看護学概論 研究方法特論	ケア実装特論 看護管理特論 または 看護教育特論				
専門科目	生涯健康支援看護学特論	生涯健康支援看護学演習				
特別研究	生涯健康支援看護学特別研究					

6 研究スケジュール

2025（令和7）年度 研究スケジュールの概要（博士後期課程）

月	2025（令和7）年度	D1	D2	D3（3月修了）	D3（9月修了）
4月	3日（木）	入学式			
	4日（金）	オリエンテーション			
	4日（金）～11日（金）	履修登録期間			
	14日（月）～25日（金）	履修登録修正・取消期間			
	25日（金）	研究指導計画書 提出期限（主指導教員が提出）			
5月	1日（木）	開学記念日			
	2日（金）				博士論文予備審査申請期限
	7日（水）	履修登録科目確定			
	7日（水）～13日（火）				博士論文予備審査閲覧期間
	16日（金）～22日（木）				博士論文予備審査
	23日（金）				予備審査結果通知
6月	30日（月）～7月1日（火）				学位論文 提出期間
7月	3日（木）				学位論文審査期間 （口頭試問による最終試験） 7月3日～7月9日
	9日（水）				
8月	4日（月）	【生涯健康看護学特別研究】 博士後期課程研究指導教員による集団指導（D1・D2）			
	5日（火）			【生涯健康看護学特別研究】 博士後期課程研究指導教員による 集団指導（D3）	
	6日（水）～9月28日（日）	夏季休業			
	19日（火）				学位論文（指導後）提出
	20日（水）～21日（木）				学位論文閲覧期間
	22日（金）				学位論文発表会（本審査）
9月	12日（金）				修了者発表
	12日（金）				最終論文（修正稿）提出
	17日（水）	前期成績発表日			
	19日（金）				学位記授与式（9月修了）
	29日（月）～10月10日（金）	履修登録修正・取消期間			
10月	14日（火）	履修登録科目確定			
	31日（金）	研究指導計画書 提出期限（主指導教員が提出） ※後期復学者対象			
	31日（金）				博士論文予備審査 申請期限
11月	5日（水）～10日（月）				博士論文予備審査閲覧期間
	11日（火）～17日（月）				博士論文予備審査
	19日（水）				予備審査結果通知
12月	26日（金）～1月4日（日）	冬季休業			
1月	5日（月）～6日（火）				学位論文 提出期限
	8日（木）				学位論文審査期間 （口頭試問による最終試験） 1月8日～1月14日
	14日（水）				学位論文（指導後）提出
	19日（月）				学位論文閲覧期間
	20日（火）～23日（金）				学位論文発表会（本審査）
26日（月）					学位論文発表会（本審査）
2月	27日（金）	【生涯健康看護学特別研究】 研究進捗発表会（院生・教員公開）（D1・D2）			
3月	2日（月）				【生涯健康看護学特別研究】 研究進捗発表会（院生・教員公開） （D3：3月修了以外の学生）
	6日（金）				修了者発表
	12日（木）				最終論文（修正稿）提出
	19日（木）				学位記授与式
	23日（月）	後期成績発表日			

論文関連日程
教務関連日程

7 修了要件

- ① 原則として標準修業年限3年を満たすこと。
- ② 基盤科目6単位以上、専門科目4単位、特別研究6単位あわせて16単位以上修得すること。
- ③ 論文審査および最終試験に合格すること。

8 学位の授与

本課程を修了したものに与える学位は、博士（看護学）とする。

9 研究指導体制

本課程は、「宮城大学大学院看護学研究科指導要綱」（関係規程を参照）に基づき研究指導を行う。

10 研究科修了時の学修成果の評価

宮城大学大学院看護学研究科博士後期課程ディプロマ・ポリシーに則り、講義・演習等の学修すべてを通した自己評価及び教員評価、ならびに最終試験の口頭試問及び論文審査によって達成度を評価する。

11 論文審査基準

(1) 学位論文（博士）の研究主題について

- ・ 独創性がある
- ・ 生涯健康支援看護学における位置づけが明確であり、看護学、看護実践への貢献性がある
- ・ 発展性がある
- ・ 新規性がある
- ・ 国際的視点がある

(2) 学位論文（博士）の構成について

研究題目	・ 研究題目に、研究内容を反映した key words が含まれている ・ 意義ある研究であることが伝わる表現である
研究目的	・ 研究題目に即した文献検討に基づき、研究背景が整理され、研究課題が明確に示されている ・ 看護（学）の問題・課題の全体像を明確にし、研究の位置づけが示されている ・ 研究目的が明確に示されている ・ 研究の意義について明示されている
研究方法	・ 研究目的に応じた研究デザイン・研究方法（対象の選定、データ収集方法、分析方法）が選択されている ・ 研究方法が明確かつ具体的に記述されている ・ 信頼性・妥当性、真実性・確実性を保証する方法が示されている
研究結果	・ 研究方法に基づいて、必要なデータが十分に収集されている ・ 研究目的に沿って、分析結果が記述されている ・ 図・表等は分かりやすく提示されている
考察	・ 目的に沿って論理的に展開されている ・ 結果に基づき、解釈に矛盾や飛躍がない ・ 文献が適切に活用されている ・ 看護の実践の変革・改善や看護学への貢献性が示唆されている

研究の 限界と課題	・研究の限界と課題が述べられている
結 論	・得られた結果、考察から、結論が導かれている ・簡潔明瞭に記述されている
倫理的配慮	・本学の研究倫理審査委員会の承認を得たことが記載されている ・研究過程のすべてにおいて倫理的配慮がなされている
論理構成	・研究主題・目的・方法から結論に至るまで首尾一貫した論理構成である ・明解、一貫性、論理性のある論旨が展開されている

(3) 口頭試問について

- ・研究内容を分かりやすく説明できる
- ・質問に対応して自分の言葉で説明できる
- ・講義・演習等の学修すべてを通したディプロマ・ポリシーを達する内容を述べられる

12 教員組織（博士後期課程）

研究指導資格を有する教員	研究指導補助資格を有する教員
風間 逸郎	武田 和久
金子 さゆり	名古屋 祐子
齊藤 奈緒	萩原 潤
菅原 よしえ	花里 陽子
高橋 和子	平泉 拓
谷津 裕子	三上 千佳子

(50音順)

關 係 規 程

目次

- 第1節 目的等（第1条・第2条）
- 第2節 教育の目的（第3条―第5条）
- 第3節 学年、学期及び休業日（第6条―第8条）
- 第4節 入学、標準修業年限及び在学年限（第9条―第18条）
- 第5節 学籍及び学籍の異動（第19条―第24条）
- 第6節 賞罰（第25条・第26条）
- 第7節 教育課程（第27条―第36条）
- 第8節 課程の修了、学位（第37条・第38条）
- 第9節 研究生、科目等履修生及び特別聴講生（第39条―第42条）
- 第10節 授業料等（第43条）
- 第11節 その他（第44条・第45条）

第1節 目的等

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第4条に規定する事項及び本学大学院に所属する学生（以下「学生」という。）の修学上必要な事項について定める。

(目的)

第2条 本学大学院は、地域社会及び国内外の大学・研究機関等との自由かつ緊密な交流及び連携のもとに看護、事業構想及び食産業に関する高度な学術理論及び応用について研究し、その深奥をきわめて、学術文化の振興に資するとともに、地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。

第2節 教育の目的

(大学院)

第3条 本学大学院に、看護学研究科、事業構想学研究科及び食産業学研究科を置く。

2 前項の研究科に置く課程、専攻及び学生の定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
看護学研究科	看護学専攻	博士課程前期課程 (修士課程)	10人	20人
		博士課程後期課程	3人	9人
事業構想学研究科	事業構想学専攻	博士課程前期課程 (修士課程)	20人	40人
		博士課程後期課程	3人	9人
食産業学研究科	食産業学専攻	博士課程前期課程	13人	26人

	(修士課程) 博士課程後期課程	3人	9人
--	--------------------	----	----

- 3 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

（研究科の教育研究上の目的）

第4条 本学大学院研究科の教育研究上の目的は次のとおりとする。

一 看護学研究科

生命の尊厳を基盤とする豊かな人間性を備え、学際的及び国際的な視点で地域現場の課題に対応できる知識・技術及び研究能力を持ち、高度な実践を行う看護職及び高度に専門的かつ自律的な研究能力を持つ教育研究者を養成するとともに、保健医療において必要とされる高度かつ専門的な看護について、研究と社会活動を行うこと。

二 事業構想学研究科

豊かな人間性に基づき、事業構想に関する高度に専門的な知識・技術をもち、学際的、国際的視点で研究または実践を主体的に遂行できる研究者、高度職業人を養成するとともに、事業構想において必要とされる高度かつ専門的な知識・技術・政策課題について、研究と社会活動を行うこと。

三 食産業学研究科

豊かな人間性に基づき、食産業に関する広い視野と高度な専門知識・技術をもち、学際的、国際的視点で研究または実践を主体的に遂行できる研究者、高度職業人を養成するとともに、食産業において必要とされる高度かつ専門的な知識・技術について、研究と社会活動を行うこと。

（職員組織）

第5条 本学大学院に、教員、事務職員その他必要な職員を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、必要に応じ、副学長を置くことができる。
- 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第3節 学年、学期及び休業日

（学年）

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第7条 学年を前期と後期に分け、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業の開始日は、別に定める。

（休業日）

第8条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 三 開学記念日5月1日
 - 四 夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日
- 2 前項の夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日については、別に定める。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日で

あっても授業を行うことができる。

第4節 入学、標準修業年限及び在学年限

(博士前期課程の入学資格)

第9条 本学大学院博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第83条に規定する大学（以下この条において単に「大学」という。）を卒業した者
- 二 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了した者
- 六 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 七 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 八 施行規則第155条第1項第6号の規定により文部科学大臣が指定した者
- 九 法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 十 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者、又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了した者で、それぞれ本学大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- 十一 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(博士後期課程の入学資格)

第10条 本学大学院博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職

第2編教育 大学院学則

学位に相当する学位を授与された者

四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

六 外国の学校、外国の大学院の課程を有する教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

七 施行規則第156条第6号の規定により文部科学大臣が指定した者

八 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学の出願)

第11条 本学大学院への入学を志願する者は、入学願書に、所定の書類及び入学者選抜手数料を添えて、学長に提出しなければならない。

(選考及び合格者の決定)

第12条 学長は、前条の規定により本学大学院への入学を志願する者に対し、選考を行い、合格者を決定する。

2 合格者の決定に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の許可及び手続)

第13条 学長は、前条の規定により合格者と決定した者に対し入学を許可する。

2 前条の規定により入学の許可を受けた者は、誓約書、保証書その他の書類を学長に提出するとともに、別に定める入学金を納付しなければならない。

3 学長は、前項の入学手続を完了しない者については、入学の許可を取り消すものとする。

4 前2条及び前3項に規定するもののほか、入学に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第14条 学長は、外国人で本学大学院に入学を志願する者がいるときは、選考を行い、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長が入学の時期を学年の始めとすることができない特別の事由があると認めた者は、後期の始めとすることができる。

(標準修業年限及び在学年限)

第16条 博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

2 博士前期課程の在学年限は4年、博士後期課程の在学年限は5年とする。

3 前項の規定にかかわらず、再入学した者の在学年限は、博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては5年を超えない範囲内で、別に定める。

第2編教育 大学院学則

(長期にわたる教育課程の履修)

第17条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、前条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定により長期にわたる履修を認められた学生の在学年限は、前条の規定にかかわらず、別に定める。

(再入学)

第18条 学長は、本学大学院を退学した者又は第24条第1号から第3号までの規定により本学大学院を除籍された者で再入学を志願するものがあるときは、原則として欠員のある場合に限り、選考を行い、相当と認める年次に入学を許可することができる。

2 再入学の出願は、退学又は除籍の効力が発生した日から3年以内とする。

第5節 学籍及び学籍の異動

(学籍)

第19条 学生の学籍は、学長が入学又は再入学を許可した研究科の課程に置くものとする。

(休学)

第20条 疾病その他特別の理由により引き続き2か月以上修学することができない者は、その理由及び期間を明らかにして学長に申請し、学長の許可を受けて休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でない認められる者に対し、休学を命ずることができる。

3 第1項及び前項の休学の期間は1か月単位とし、引き続き1年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を受けて2年まで延長することができる。

4 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

5 休学の期間は、修業した期間（以下「修業期間」という。）及び在学した期間（以下「在学期間」という。）に算入しない。

(復学)

第21条 休学の期間が満了したとき、又は休学期間中であってもその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 疾病により前項の申請を行う場合には、医師の作成する診断書を添付しなければならない。

(留学)

第22条 外国の大学、短期大学等又は大学院に留学することを志願する者は、学長の許可を受けて留学することができる。

(退学)

第23条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第24条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者について、除籍する。

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 在学年限を超えた者

- 三 休学の期間を超えてなお復学しない者
- 四 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第6節 賞罰

(表彰)

第25条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者に対し、表彰する。

(懲戒)

第26条 学長は、次の各号のいずれかに該当する行為をした者を、懲戒に処する。

- 一 法令及び大学院学則等の本学の規則規程に違反する行為
 - 二 試験等において不正を行う行為
 - 三 他の学生等に対して人権侵害となるハラスメント行為
 - 四 本学の秩序を乱し、又は本学の名誉や信用を傷つける行為
 - 五 その他学生として不適切な行為
- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とし、前項各号に規定する行為が重大である場合には退学とする。
- 3 停学の期間は、2週間又は1か月以上1年以内の一定月数とする。
- 4 停学の期間は、修業期間に算入しない。ただし、停学の期間が通算して2か月未満のときは、修業期間に算入する。
- 5 停学の期間は、在学期間に算入する。
- 6 第3項の規定にかかわらず、期間を短縮することが適切であると判断した場合には、学長はその期間を短縮することができる。

第7節 教育課程

(教育課程の編成、実施及び改善)

- 第27条 本学大学院は、第2条及び第4条に掲げる目的を達成するために、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。
- 2 前項の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。
- 3 本学大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。
- 4 前3項に定めるもののほか、教育課程の編成、実施及び改善に関して必要な事項は、別に定める。

(授業及び研究指導)

- 第28条 本学大学院における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に関する指導（以下「研究指導」という。）により行うものとする。
- 2 本学大学院の学生は、履修する授業科目の選択及び学位論文の作成等に当たっては、当該学生を担当する教員の指導を受けなければならない。

(授業及び研究指導の方法)

- 第29条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業

第2編教育 大学院学則

を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 第1項の授業の一部は、文部科学大臣の定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 4 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第30条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院、研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院、研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、課程の修了に必要な研究指導とみなすことができる。

(授業科目)

第31条 本学大学院の授業科目及びその単位数は、それぞれ別表のとおりとする。

- 2 授業科目の履修の方法その他必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第32条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学位論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めるものとする。

(成績の評価・単位の認定)

第33条 学生の期末の成績は、当該科目の担当教員が学生にあらかじめ明示するシラバスで示された授業の到達目標に対する学生の学修到達度によって評価するものとする。

- 2 前項の学生の学修到達度は、試験その他の本学が定める適切な方法によって評価するものとする。
- 3 前項の学修到達度の評価は、秀、優、良、可又は不可の5段階で表し、秀、優、良及び可を当該科目履修の合格とし、当該科目の単位を認定する。
- 4 試験の受験資格及び成績の評価について必要な事項は、別に定める。

(他の研究科の授業科目の履修)

第34条 学生は、博士前期課程において、学長の承認を得て、15単位を超えない範囲で、本学大学院の他の研究科の授業科目を履修し、単位を修得することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第2編教育 大学院学則

第35条 学長は、教育上有益と認めるときは、博士前期課程において、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議又は協定等に基づき、学生が当該大学院において履修した授業科目について修得した単位を、前条の規定により修得した単位数と合わせて15単位を超えない範囲で、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第36条 学長は、教育上有益と認めるときは、博士前期課程において、学生が本学大学院に入学する前に大学院（本学大学院の他の研究科及び外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、15単位を超えない範囲で、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第34条の規定により修得した単位数及び前条の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。
- 3 学長は、学生が前項の規定により修得したものとみなした単位を別に定めるところにより、第37条第1項に規定する修了必要単位数に含めることができる。

第8節 課程の修了、学位

（博士前期課程の修了）

第37条 博士前期課程の修了は、当該博士前期課程に2年以上在学して、別表に定める授業科目を履修の上、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者のうち、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格したものに対し、学長が認定する。ただし、在学期間に関しては、別に定めるところにより、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第36条第1項の規定により当該博士前期課程に入学する前に修得した単位（法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該博士前期課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、別に定めるところにより、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該博士前期課程が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、当該博士前期課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
- 3 学長は、博士前期課程修了の認定を受けた者に対し、修士の学位及び修了証書を授与する。

（博士後期課程の修了）

第38条 博士後期課程の修了は、当該博士後期課程に3年以上在学して、別表に定める授業科目を履修の上、16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者のうち、博士論文の審査及び最終試験に合格したものに対し、学長が認定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、別に定めるところにより、優れた業績を上げた者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年数以上在学すれば足りるものとする。
 - 一 博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者及び第10条第2号から第7号に該当する者 1年
 - 二 博士前期課程に2年未満在学し、当該課程を修了した者 博士前期課程における在学期間を含め 3年
- 3 学長は、博士後期課程修了の認定を受けた者に対し、博士の学位及び修了証書を授与する。

第9節 研究生、科目等履修生及び特別聴講生

第2編教育 大学院学則

(研究生)

第39条 学長は、本学大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、選考を行い、研究生として入学を許可することができる。

2 研究科の研究生として入学できる者は、大学院の修士課程又は博士課程を修了するかこれと同等以上の学力があり、それぞれの課程での必要な研究能力を持つと認めるものとする。

(科目等履修生)

第40条 学長は、次条に規定するもののほか、本学大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、選考を行い、科目等履修生として入学を許可することができる。

(特別聴講生)

第41条 学長は、他の大学、短期大学又は大学院等の学生で、本学大学院において授業科目を履修することを志願する者がいるときは、当該大学、短期大学又は大学院等との協議又は協定に基づき、特別聴講生として入学を許可することができる。

(研究生等に関する取扱い)

第42条 この節に規定するもののほか、研究生、科目等履修生及び特別聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

第10節 授業料等

(授業料、入学者選抜手数料等)

第43条 この学則に規定するもののほか、授業料、入学者選抜手数料、入学金及び証明手数料その他の費用に関し必要な事項は、別に定める。

第11節 その他

(大学院学則の改廃等)

第44条 大学院学則の改廃は、理事会の議を経て行う。

2 前項の理事会の審議に先立ち、教育研究審議会の議を経るものとする。

(委任)

第45条 この大学院学則の施行に関し必要な事項は、理事会の議を経て学長が定める。

附 則 (H28.2.24 第106回理事会)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、この大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (H29.2.22 第119回理事会)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (H30.2.28 第133回理事会)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、施行日の前日において在籍する者で、施行

第2編教育 大学院学則

日以後も引き続いて在籍するもの（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、この大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（H31.2.27 第146回理事会）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、改正後の宮城大学大学院学則別表1及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（R2.2.26 第158回理事会）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、この大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（R2.4.22 第160回理事会）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月22日から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）についても、第29条を適用する。

附 則（R2.11.25 第167回理事会）

- 1 この規程は、令和2年11月25日から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍する者については、この規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則（R3.2.24 第171回理事会）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍する者（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、この規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則（R4.2.22 第183回理事会）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表（第31条、第37条、第38条関係）1看護学研究科看護学専攻博士課程（前期2年の課程）は、令和4年度看護学研究科博士前期課程入学者から適用する。
- 3 施行日の前日において看護学研究科博士前期課程に在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、改正後別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（R5.2.22 第196回理事会）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第2編教育 大学院学則

- 2 改正後の別表（第31条、第37条、第38条関係） 3 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程（前期2年の課程）及び4 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程（後期3年の課程）の規定は、令和5年度入学者から適用し、令和4年度以前の入学者（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、なお従前の例による。

附 則（R6.2.28 第208回理事会）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表（第31条、第37条、第38条関係） 2 看護学研究科看護学専攻博士課程（後期3年の課程）及び3 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程（前期2年の課程）の規定は、令和6年度入学者から適用し、令和5年度以前の入学者（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、なお従前の例による。

附 則（R7.2.26 第220回理事会）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表（第31条、第37条、第38条関係） 1 看護学研究科看護学専攻博士課程（前期2年の課程）、3 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程（前期2年の課程）及び5 食産業学研究科食産業学専攻博士課程（前期2年の課程）の規定は、令和7年度入学者から適用し、令和6年度以前の入学者（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、なお従前の例による。

別表(第31条、第37条、第38条関係)

1 看護学研究科看護学専攻博士課程(前期2年の課程) 1/2

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
基礎看護学特論Ⅰ		2		
基礎看護学特論Ⅱ		2		
基礎看護学演習Ⅰ		2		
基礎看護学演習Ⅱ		2		
看護管理学特論Ⅰ		2		
看護管理学特論Ⅱ		2		
看護管理学演習Ⅰ		2		
看護管理学演習Ⅱ		2		
成人健康看護学特論		2		
成人健康看護学援助論		2		
成人健康看護学演習Ⅰ		2		
成人健康看護学演習Ⅱ		2		
がん病態生理学		2		
がん看護学特論Ⅰ		2		
がん看護学特論Ⅱ		2		
がん看護学援助論Ⅰ		2		
がん看護学援助論Ⅱ		2		
がん看護学演習Ⅰ		2		
がん看護学演習Ⅱ		2		
がん看護学実習Ⅰ		4		
がん看護学実習Ⅱ		3		
がん看護学実習Ⅲ		3		
がん看護学課題研究		4		
精神健康看護学特論		2		
精神健康看護学援助論		2		
精神健康看護学演習Ⅰ		2		
精神健康看護学演習Ⅱ		2		
老年健康看護学特論Ⅰ		2		
老年健康看護学特論Ⅱ		2		
老年医療学		2		
老年健康看護学援助論Ⅰ		2		
老年健康看護学援助論Ⅱ		2		
老年健康看護学演習Ⅰ		2		
老年健康看護学演習Ⅱ		2		
老年健康看護学実習Ⅰ		4		
老年健康看護学実習Ⅱ		3		
老年健康看護学実習Ⅲ		3		
老年健康看護学課題研究		4		
母性健康看護学特論		2		
母性健康看護学援助論		2		
母性健康看護学演習Ⅰ		2		
母性健康看護学演習Ⅱ		2		
小児健康看護学特論		2		
小児健康看護学援助論		2		
小児健康看護学演習Ⅰ		2		
小児健康看護学演習Ⅱ		2		

別表(第31条、第37条、第38条関係)

1 看護学研究科看護学専攻博士課程(前期2年の課程) 2/2

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
地域健康看護学特論Ⅰ		2		
地域健康看護学特論Ⅱ		2		
地域健康看護学演習Ⅰ		2		
地域健康看護学演習Ⅱ		2		
在宅健康看護学特論Ⅰ		2		
在宅健康看護学特論Ⅱ		2		
在宅健康看護援助論Ⅰ		2		
在宅健康看護援助論Ⅱ		2		
在宅医療学		2		
在宅健康看護学演習Ⅰ		2		
在宅健康看護学演習Ⅱ		2		
在宅健康看護学実習Ⅰ		2		
在宅健康看護学実習Ⅱ		3		
在宅健康看護学実習Ⅲ		3		
在宅健康看護学実習Ⅳ		2		
在宅健康看護学課題研究		4		
看護学特別研究		8		
看護研究特論		2		
看護研究方法特論		2		
コンサルテーション論		2		
看護倫理		2		
看護政策論		2		
看護理論		2		
看護教育学		2		
フィジカルアセスメント		2		
病態生理学		2		
臨床薬理学		2		
災害看護学		2		
保健情報学		2		
保健行動科学特論		2		
人間関係情報処理論		2		
医療経済学		2		
疫学統計		2		
統計学特論		2		
社会福祉学特論		2		

2 看護学研究科看護学専攻博士課程(後期3年の課程)

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
生涯健康支援看護学概論	1			
研究方法特論		2		
ケア実装特論		2		
看護管理特論		1		
看護教育特論		1		
生涯健康支援看護学特論	2			
生涯健康支援看護学演習	2			
生涯健康支援看護学特別研究	6			

宮城大学学位規程

平成21年4月1日
規程第37号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学学則（平成21年4月1日規則第2号）第41条第5項及び宮城大学大学院学則（平成28年宮城大学規則第5号）の規定に基づき、宮城大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院研究科（以下「研究科」という。）の博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、研究科の博士後期課程を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、博士論文の審査及び最終試験に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は、これを授与することができる。

(学位の申請)

第4条 前条第2項及び第3項の定めにより学位の申請をしようとする者は、学位申請書（様式1）に学位論文（修士の学位を申請しようとする者は、学位論文又は特定の課題についての研究成果。以下同じ。）その他別途定める必要書類を添えて、別途定める期日までに学長に申請するものとする。

2 前条第4項の定めにより博士の学位の申請をしようとする者は、学位申請書（様式1）に学位論文その他別途定める必要書類を添えて、別途定める期日までに学長に提出し、かつ、所定の学位論文審査手数料を納付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けて退学したものが、退学したときから3年以内に学位の申請をした場合は、学位論文審査手数料の納付を免除するものとする。

(学位論文の受理及び審査の付託)

第5条 学長は、前条の規定により学位論文を受理したときは、研究科教授会にその審査を付託するものとする。

(学位論文審査委員会)

第6条 学位論文が審査に付されたときは、研究科教授会は、当該研究科の教員のうちから選出された委員により組織された学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）に、当該論文の審査を委嘱する。

2 審査委員会は、主査1名、副査2名以上の委員で組織する。

3 第1項の規定にかかわらず、研究科教授会は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、本学大学院の他の研究科、他大学の大学院又は研究所等の教員等を委員に加えることができる。

(学位論文審査及び最終試験)

第7条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認)

第7条の2 第3条第4項の定めにより本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認は、審査委員会が学位論文に関連ある分野の科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

第2編教育 学位規程

- 2 前項の規定にかかわらず、本学大学院博士後期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けて退学した者が、退学したときから3年以内に博士の学位の申請をした場合には、学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

- 第7条の3 学位論文の審査は、第3条第2項及び第3項の定めにより申請した者については、学位申請者の在学期間内に終了するものとする。
- 2 第3条第4項の定めにより申請した者については、申請を受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由がある場合には、研究科教授会の議を経て、その期間を延長することができる。

(審査委員会の報告)

- 第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、審査結果の要旨及び最終試験の成績並びに学位授与の可否についての意見を添え、研究科教授会に文書で報告しなければならない。

(議決)

- 第9条 研究科教授会は、前条の報告に基づき学位申請者に対する学位論文の審査と最終試験の可否並びに学位授与の可否について議決を行う。
- 2 前項の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

(審査結果の報告)

- 第10条 研究科教授会が前条の議決をしたときは、研究科長はその結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

- 第11条 学長は、学位を授与すべきものと決定した者には、様式2により卒業証書・学位記又は学位記を交付して学位を授与する。
- 2 学長は、修士又は博士の学位を授与できないものと決定した者には、その旨を通知するものとする。

(専攻分野の付記)

- 第12条 第3条の規定により授与する学位に付記する専攻分野の名称は、別表に掲げるとおりとする。

(学位の名称)

- 第13条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「宮城大学」と冠するものとする。

(博士論文要旨等の公表)

- 第14条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に博士論文の内容の要旨及び審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

- 第15条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、博士論文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、学長の承認を受けて、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、学長は当該論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により公表するものとする。
- 4 前3項の規定により博士論文を公表する場合には、宮城大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。

第2編教育 学位規程

(学位授与の報告)

第16条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位の取消し)

第17条 本学において学位を授与された者について、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会又は研究科教授会の議を経て学位を取り消し、卒業証書・学位記又は学位記を返納させ、かつ、その旨を公表することができる。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、学士の学位について必要な事項は教授会において、修士又は博士の学位に関して必要な事項は研究科教授会において別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成11年12月22日から施行し、平成9年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成13年2月28日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第11条、第12条の改正規定は、平成15年2月26日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書の改正規定を除く。）による改正後の宮城大学学位規程の規定は、平成15年度入学生から適用し、この規程の施行の日の前日において在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（H21.4.1 第1回理事会）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（H22.6.28 第24回理事会）

この規程は、平成22年6月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（H23.11.30 第48回理事会）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（H25.2.27 第66回理事会）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の宮城大学学位規程の規定は、平成25年度入学生から適用し、この規程の施行の日の前日において在学する学生については、なお従前の例による。

附 則（H25.9.25 第73回理事会）

- 1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の宮城大学学位規程第14条及び第15条の規定は、施行の日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日以後に当該学部に進入学、編入学又は再入学したものを含む。）については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (R4.3.23 第184回理事会)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表（第12条関係）は、令和4年度食産業学群入学者から適用し、この規程の施行日の前日において在学する学生については、なお従前の例による。

様式1 (第4条関係)

(1) 修士 (第3条第2項によるもの)

学位 (修士) 申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

研究科 専攻 ○○○○課程

学籍番号

氏 名

印

宮城大学学位規程第4条の規定に基づき、下記書類を添えて、修士 () 学の学位を申請します。

記

1 研究題目

2 提出書類

(1) 修士論文又は特定の課題についての研究成果 3部 (正本1部, 副本2部)

(2) 修士論文又は特定の課題についての研究成果要旨 3部

((3) 関係資料 3部)

(2) 博士（第3条第3項によるもの）

学位（博士）申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

研究科

専攻 博士後期課程

学籍番号

氏 名

印

宮城大学学位規程第4条の規定に基づき、下記書類を添えて、博士（ 学）の学位を申請します。

記

1 研究題目

2 提出書類

(1) 博士論文 3部（正本1部，副本2部）

(2) 博士論文要旨 3部

((3) 関係資料 3部)

(3) 博士（第3条第4項によるもの）

学位（博士）申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

審査希望
氏 名

研究科
印

宮城大学学位規程第4条第2項又は第3項の規定に基づき、下記書類及び論文審査料を添えて、博士（ 学）の学位を申請します。

記

1 研究題目

2 提出書類

(1) 博士論文 3部（正本1部，副本2部）

(2) 博士論文要旨 3部

((3) 関係資料 3部)

3 論文審査料

※57,000円，別に定める方法にて納付後，コピーを添付

※第4条第3項により論文審査料が免除されるものにあつては，在籍期間を証明する書類

様式2（第11条第1項関係）

(1)学士（第3条第1項によるもの）

第	号	卒業証書・学位記	氏 名	年月日生
本学〇〇学群〇〇学類（〇〇コース※）所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（〇〇学）の学位を授与する。				
年 月 日				
大学印		宮城大学長 氏 名 印		

※）コースについては，事業構想学群，食産業学群のみ表記する。

※）用紙は，日本工業規格A列4番とする。

(2)修士（第3条第2項によるもの）

修第	号	学位記	氏 名	年月日生
本学大学院〇〇学研究科〇〇学専攻の〇〇〇〇課程を修了したので修士（〇〇学）の学位を授与する。				
年 月 日				
大学印		宮城大学長 氏 名 印		

※）用紙は，日本工業規格A列4番とする。

(3)博士（第3条第3項によるもの）

博第	号	学位記	氏 名	年月日生
本学大学院〇〇学研究科〇〇学専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認め博士（〇〇学）の学位を授与する。				
年 月 日				
大学印		宮城大学長 氏 名 印		

※）用紙は，日本工業規格A列4番とする。

(4)博士（第3条第4項によるもの）

博第	号	学位記	
		氏 名	
		年月日生	
<p>本学に博士の学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格したことを認め博士（〇〇学）の学位を授与する。</p>			
<p>年 月 日</p>			
大学印	宮城大学長		氏 名 印

※) 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

別表（第12条関係）

(1) 学士の学位に付記するもの

学群学類等の名称	専攻分野の名称
看護学群看護学類	看護学
事業構想学群事業プランニング学類	事業プランニング学
事業構想学群地域創生学類	地域創生学
事業構想学群価値創造デザイン学類	価値創造デザイン学
食産業学群生物生産学類	食産業学
食産業学群フードマネジメント学類	

(2) 修士の学位に付記するもの

研究科の名称	専攻分野の名称
看護学研究科	看護学
事業構想学研究科	事業構想学
食産業学研究科	食産業学

(3) 博士の学位に付記するもの

研究科の名称	専攻分野の名称
看護学研究科	看護学
事業構想学研究科	事業構想学
食産業学研究科	食産業学

宮城大学大学院履修規程

令和7年4月1日

規程第199号

(趣旨)

- 第1条 宮城大学大学院学則（平成28年宮城大学規則第6号。以下「大学院学則」という。）第31条第2項及び第33条第4項の規定により、看護学研究科、事業構想学研究科及び食産業学研究科（以下「研究科」という。）の授業科目の履修の方法、成績の評価及び単位の認定等に関し、必要な事項を定める。
- 2 この規程に定めるもののほか、各研究科の履修方法等について他に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(授業科目等)

- 第2条 研究科の授業科目、当該科目の配当年次及び単位数並びに必修・選択の別は、別表1から別表6までのとおりとする。
- 2 大学院学則第29条第2項に定める授業の方法により実施する授業科目については、別に定める。

(履修コース)

- 第3条 看護学研究科博士前期課程及び事業構想学研究科博士前期課程に、次の履修コースを設ける。

研究科	履修コース
看護学研究科博士前期課程	研究能力養成コース、専門看護師養成コース
事業構想学研究科博士前期課程	学術研究コース、高度職業人育成コース

- 2 事業構想学研究科においては、学生は、前項に規定する履修コースを入学した年度の4月末日までに選択し届け出なければならない。また、選択した履修コースの変更を希望する学生は、所属する研究科の研究科長の許可を得なければならない。
- 3 前項に規定する届出の様式及び履修コース変更手続は、別に定める。

(指導教員・副指導教員)

- 第4条 学生の研究及び論文作成などへの適切な指導と助言を行うために、指導教員及び副指導教員を置く。
- 2 学生ごとに、指導教員1名を定める。副指導教員は、次のとおりとする。

研究科	副指導教員数
看護学研究科	1名以上
事業構想学研究科	1名以上
食産業学研究科	2名以上

- 3 指導教員及び副指導教員は、専任教員をもって充てる。ただし、学生が所属する研究科教授会が認めた場合は、専任教員以外の副指導教員を充てることができる。
- 4 指導教員及び副指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別な事情が生じた場合に限り、学生が所属する研究科教授会の議を経て変更を認めることがある。

(履修の登録)

第5条 学生は、履修しようとする授業科目について、前期及び後期の所定の期日までに、指定された方法により、履修登録を行わなければならない。

(履修登録の制限)

第6条 次に掲げる授業科目は、履修登録をすることができない。

- 一 在学年次より上級年次に配当されている授業科目
 - 二 既に単位を修得した授業科目
- 2 授業時間が重複する授業科目は、原則として履修登録できない。
- 3 教育環境等により、履修登録の人員を制限することがある。

(試験)

第7条 大学院学則第33条第2項に定める試験は、その授業の開講時期の末に期間を定めて行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、随時試験を行うことができる。
- 3 前2項の試験は、筆記試験、口述試験、実技試験、又は課題（レポート・制作物等）により行う。
- 4 次のいずれかに該当する学生は、第1項の試験を受験することができない。
 - 一 履修登録をしていない学生
 - 二 筆記試験、口述試験、実技試験の開始時刻に20分を超えて遅参した学生

(成績評価等)

第8条 学生の期末の成績は、あらかじめシラバスで示された授業の到達目標に対する学生の学修到達度によって評価するものとする。

- 2 学修到達度の評価は、試験若しくはシラバスで示す授業形態に応じた適切な方法のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 成績の表示は次のとおりとし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とし、合格した者に所定の単位を与える。

評価	評 点	学修到達度との関係
秀	90点以上	学修到達度が特に優秀な水準で到達目標に達している。
優	80点以上90点未満	学修到達度が優秀な水準で到達目標に達している。
良	70点以上80点未満	学修到達度が良好な水準で到達目標に達している。
可	60点以上70点未満	学修到達度が到達目標に達している。
不可	60点未満	学修到達度が到達目標に達していない。

- 4 前項の規定にかかわらず、正当な理由なく授業の出席時間が授業時間の5分の4を満たさなかった授業科目については、原則として不合格とする。
- 5 前2項の規定により不合格となった授業科目については、次年度以降に再履修することができる。再履修する科目にあっては、第5条の規定に基づく履修登録を行わなければならない。
- 6 成績は、原則として当該学期末までに確定する。

(追試験)

第9条 所定の試験に欠席した学生に対する試験（以下「追試験」という。）は、原則として行わない。ただし、病気その他特別の理由により、やむを得ず試験を受験できなかった学生に対しては、その願い出により追試験を行うことがある。

- 2 追試験の受験を希望する学生は、原則として該当科目の試験開始前までにその事由を該当科

目の担当教員に申し出るものとする。

- 3 前項の規定により申出をした学生は、原則として該当科目の試験終了後1週間以内に、別の定める様式により追試験願を該当科目の担当教員に提出し、研究科長等の承認を得なければならない。
- 4 追試験の実施日時等は、該当科目の担当教員がその都度決定する。

(再試験)

第10条 試験(前条に規定する追試験を含む。)を受験して不合格となった学生に対する試験(以下「再試験」という。)は、原則として行わない。ただし、研究科教授会等が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- 2 再試験の実施日時等は、該当科目の担当教員がその都度決定する。
- 3 再試験における成績の評価は、原則として可を上限とする。

(不正行為)

第11条 第7条第1項及び第2項に定める試験、追試験並びに再試験において不正行為をした学生に対しては、当該学生が当該学期に登録している全ての履修科目の成績評価を不可とするほか、大学院学則第26条の規定による懲戒処分を行う。

- 2 授業の出席に関し虚偽申告を行った学生に対しては、当該科目の成績評価を不可とするほか、その不正行為の状況により、大学院学則第26条の規定による懲戒処分を行うことがある。

(学位論文の審査及び最終試験)

第12条 学生は、研究科長を経て学長に学位論文を提出しなければならない。

- 2 博士後期課程の学生は、博士論文を提出する前に指導教員の承認を得て、別に定める予備審査を研究科長に申し出なければならない。なお、事業構想学研究科博士後期課程の学生は、予備審査に先立ち学位申請の6月前までに、別に定める審査を経て博士論文執筆資格を取得しなければならない。
- 3 学位論文の審査及び最終試験については、宮城大学学位規程(平成21年宮城大学規程第37号)の定めるところによる。

(学位論文、最終試験の評価及び判定)

第13条 学位論文及び最終試験の成績については、第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 学位論文は、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。
- 二 最終試験は、合格、不合格とする。

(修了要件)

第14条 博士前期課程を修了するためには、2年以上在学し、かつ、看護学研究科については別表1、事業構想学研究科については別表2、食産業学研究科については別表3の「修了要件単位数」に定める所定単位数を修得し、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、別に定めるところにより、優れた業績を上げた学生については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 次の各号に掲げる研究科においては、当該各号に定める成果の提出をもって学位論文の提出に代えることができる。
 - 一 看護学研究科の専門看護師養成コース 特定の課題についての研究成果

第2編教育 大学院履修規程

二 事業構想学研究科 特定の課題についての研究成果

三 食産業学研究科 プロジェクト研究の成果

- 3 博士前期課程においては、第1項の規定にかかわらず、大学院学則第34条の規定により本学大学院の他の研究科の授業科目を履修して修得した単位並びに大学院学則第35条の規定により他の大学院における授業科目を履修して修得した単位及び大学院学則第36条の規定に基づき入学する前に大学院における授業科目を履修して修得した単位を当該研究科において修得したものと認定された単位については、別に定めるところにより、修了要件単位数への算入を認めることがある。
- 4 博士前期課程においては、大学院学則第37条第2項の規定により、入学する前に修得した単位を当該研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科教授会の議を経て、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。
- 5 博士後期課程を修了するためには、3年以上在学し、かつ、看護学研究科については別表2、事業構想学研究科については別表4、食産業学研究科については別表6の「修了要件単位数」に定める所定単位数を修得し、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、別に定めるところにより、優れた業績を上げた学生については、大学院学則第38条第2項各号に定める年数以上在学すれば足りるものとする。

附 則 (R7.2.26 第220回理事会)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の規定は、令和7年度入学者から適用し、令和6年度以前の入学者（この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に再入学した者を含む。）については、なお従前の例による。

第2編教育 大学院履修規程

別表1 (第2条関係)

看護学研究科看護学専攻博士課程(前期2年の課程)

授 業 科 目	配当年次	単位数				必修・選択 の別	備考
		講義	演習	実習	研究		
基礎看護学特論Ⅰ	1前	2				選択	■研究能力養成コース (修了要件単位数30単位以上) 【必須】 専門科目から次の科目8単位と看護学特別研究8単位の合計16単位を修得すること。 ・講義4単位(特論または援助論) ・演習4単位 【選択】 次の科目から合計14単位以上を修得すること。 ・専門科目の講義科目 ・専門共通科目 ・共通選択科目 ■専門看護師養成コース (修了要件単位数42単位以上) 【必須】 専攻分野の対象科目24単位と専攻分野に関する課題研究4単位の合計28単位を修得すること。 * がん看護専攻対象科目 ** 老年看護専攻対象科目 *** 在宅看護専攻対象科目 ・講義10単位 ・演習4単位 ・実習10単位 ・課題研究4単位 次の3科目、合計6単位を修得すること。 ・フィジカルアセスメント ・病態生理学 ・臨床薬理学 【選択】 次の7科目から合計8単位以上修得すること。 ・看護管理学特論Ⅰ ・看護研究特論 ・コンサルテーション論 ・看護倫理 ・看護政策論 ・看護理論 ・看護教育学
基礎看護学特論Ⅱ	1後	2				選択	
基礎看護学演習Ⅰ	1後		2			選択	
基礎看護学演習Ⅱ	2前		2			選択	
看護管理学特論Ⅰ	1前	2				選択	
看護管理学特論Ⅱ	1後	2				選択	
看護管理学演習Ⅰ	1後		2			選択	
看護管理学演習Ⅱ	2前		2			選択	
成人健康看護学特論	1前	2				選択	
成人健康看護学援助論	1後	2				選択	
成人健康看護学演習Ⅰ	1後		2			選択	
成人健康看護学演習Ⅱ	2前		2			選択	
がん病態生理学	*	1前	2			選択	
がん看護学特論Ⅰ	*	1前	2			選択	
がん看護学特論Ⅱ	*	1前	2			選択	
がん看護学援助論Ⅰ	*	1前	2			選択	
がん看護学援助論Ⅱ	*	1後	2			選択	
がん看護学演習Ⅰ	*	1前		2		選択	
がん看護学演習Ⅱ	*	1後		2		選択	
がん看護学実習Ⅰ	*	1集中			4	選択	
がん看護学実習Ⅱ	*	2集中			3	選択	
がん看護学実習Ⅲ	*	2集中			3	選択	
がん看護学課題研究	*	1~2			4	選択	
精神健康看護学特論	1前	2				選択	
精神健康看護学援助論	1後	2				選択	
精神健康看護学演習Ⅰ	1後		2			選択	
精神健康看護学演習Ⅱ	2前		2			選択	
老年健康看護学特論Ⅰ	**	1前	2			選択	
老年健康看護学特論Ⅱ	**	1前	2			選択	
老年医療学	**	1後	2			選択	
老年健康看護学援助論Ⅰ	**	1後	2			選択	
老年健康看護学援助論Ⅱ	**	1後	2			選択	
老年健康看護学演習Ⅰ	**	1後		2		選択	
老年健康看護学演習Ⅱ	**	1後		2		選択	
老年健康看護学実習Ⅰ	**	1集中			4	選択	
老年健康看護学実習Ⅱ	**	2集中			3	選択	
老年健康看護学実習Ⅲ	**	2集中			3	選択	
老年健康看護学課題研究	**	1~2			4	選択	
母性健康看護学特論	1前	2				選択	
母性健康看護学援助論	1後	2				選択	
母性健康看護学演習Ⅰ	1後		2			選択	
母性健康看護学演習Ⅱ	2前		2			選択	
小児健康看護学特論	1前	2				選択	
小児健康看護学援助論	1後	2				選択	
小児健康看護学演習Ⅰ	1後		2			選択	
小児健康看護学演習Ⅱ	2前		2			選択	
地域健康看護学特論Ⅰ	1前	2				選択	
地域健康看護学特論Ⅱ	1後	2				選択	
地域健康看護学演習Ⅰ	1後		2			選択	
地域健康看護学演習Ⅱ	2前		2			選択	
在宅健康看護学特論Ⅰ	***	1前	2			選択	
在宅健康看護学特論Ⅱ	***	1後	2			選択	
在宅健康看護学援助論Ⅰ	***	1前	2			選択	
在宅健康看護学援助論Ⅱ	***	1後	2			選択	
在宅医療学	***	1後	2			選択	
在宅健康看護学演習Ⅰ	***	1後		2		選択	
在宅健康看護学演習Ⅱ	***	1後		2		選択	
在宅健康看護学実習Ⅰ	***	1・2集中			2	選択	
在宅健康看護学実習Ⅱ	***	2集中			3	選択	
在宅健康看護学実習Ⅲ	***	2集中			3	選択	
在宅健康看護学実習Ⅳ	***	2集中			2	選択	
在宅健康看護学課題研究	***	1~2			4	選択	
看護学特別研究		1~2			8	選択	
(専門科目の合計単位数)			58	40	30	20	

第2編教育 大学院履修規程

別表1 (第2条関係)

看護学研究科看護学専攻博士課程 (前期2年の課程)

授 業 科 目	配当年次	単位数				必修・選択 の別	備考			
		講義	演習	実習	研究					
共通科目	専門共通科目	看護研究特論	1前	2				選択		
		看護研究方法特論	1後	2				選択		
		コンサルテーション論	1前	2				選択		
		看護倫理	1前	2				選択		
		看護政策論	1後	2				選択		
		看護理論	1前	2				選択		
		看護教育学	1前	2				選択		
		フィジカルアセスメント	1前	2				選択		
		病態生理学	1前	2				選択		
		臨床薬理学	1前	2				選択		
		災害看護学	1前	2				選択		
		共通選択科目		保健情報学	1後	2				選択
				保健行動科学特論	1後	2				選択
				人間関係情報処理論	1前	2				選択
医療経済学	1前			2				選択		
疫学統計	1前			2				選択		
統計学特論	1前			2				選択		
社会福祉学特論	1前			2				選択		
(共通科目の合計単位数)			36							
合計単位数			94	44	30	20		修了要件単位数 ■ 研究能力養成コース 30 単位以上 ■ 専門看護師養成コース 42 単位以上		

別表2 (第2条関係)

看護学研究科看護学専攻博士課程 (後期3年の課程)

授 業 科 目	配当年次	単位数				必修・選択 の別	備考
		講義	演習	実習	研究		
科目区分							
基盤科目	生涯健康支援看護学概論	1前	1				基盤科目は、6単位以上を修得すること
	研究方法特論	1前	2				
	ケア実装特論	1後	2				
	看護管理特論	1後	1				
	看護教育特論	1後	1				
	(基盤科目の合計単位数)			7			
専門科目	生涯健康支援看護学特論	1前	2				専門科目は、4単位を修得すること
	生涯健康支援看護学演習	1後		2			
	(専門科目の合計単位数)			2	2		
特別研究	生涯健康支援看護学特別研究	1～3			6	必修	
合計単位数			9	2	6		修了要件単位数 16 単位以上

宮城大学大学院長期履修規程

平成21年4月1日

規程第153号

(趣旨)

第1条 宮城大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第17条の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し、必要な事項を定める。

(長期履修の対象者)

第2条 本学大学院において、長期履修を認めることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 職業を有し、かつ就業している者で、大学院学則第16条第1項に定める標準修業年限（以下「標準修業年限」という。）で修了することが困難であると認められる者
- 二 育児、介護等により標準修業年限で修了することが困難であると認められる者
- 三 その他やむを得ない事情を有すると認められる者

(長期履修期間)

第3条 長期履修の期間は、博士前期課程においては4年、博士後期課程においては5年を超えない範囲とし、1年を単位として認めるものとする。

(在学年限)

第4条 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の在学年限は、博士前期課程においては4年、博士後期課程においては5年とする。

(休学期間)

第5条 長期履修学生の休学期間は、前条に定める期間には算入しない。

(申請手続)

第6条 長期履修を希望する者は、指導教員の承諾を得た上で、長期履修許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、学長に申請しなければならない。

- 一 長期履修が必要であることを証明する書類
 - 二 その他研究科長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、原則として入学時に限り認めるものとし、入学手続期間の最終日までに行わなければならない。
- 3 入学後に、第2条に定める事由が生じた場合は、真にやむを得ない場合に限り認めるものとし、第1項の規定による申請は、最終年次開始日の2ヶ月前までに行わなければならない。

(長期履修の許可)

第7条 学長は、前条の規定による申請があったときは、当該学生が所属する研究科の教授会（以下「研究科教授会」という。）の議を経て、長期履修の可否を決定する。

2 学長は、前項の規定により長期履修の可否を決定した場合は、様式第2号により、学生にその

結果を通知するものとする。

- 3 長期履修学生が、長期履修を希望する理由として申請した内容に変更が生じた場合には、速やかに研究科長に報告しなければならない。

(長期履修期間の変更)

第8条 長期履修学生が、当該長期履修期間の短縮又は延長を希望する場合は、長期履修期間変更申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して、学長に申請しなければならない。

- 一 長期履修許可通知の写し
- 二 その他研究科長が必要と認める書類

2 前項の規定により長期履修期間の短縮を申請する場合は、原則として次の各号に定める期日までに行わなければならない。

- 一 長期履修期間の1年短縮を希望する場合は、長期履修期間の最終年次の前年度の開始日の2ヶ月前まで
- 二 長期履修期間の2年短縮を希望する場合は、長期履修期間の最終年次の前々年度の開始日の2ヶ月前まで

3 第1項の規定による長期履修期間の延長の申請は、真にやむを得ない場合に限り認めるものとする。この場合において、申請は長期履修期間の最終年次開始日の2ヶ月前までに行わなければならない。

4 長期履修期間の変更は、在学中1回限りとする。

5 前条の規定は、第1項の申請に準用する。

(長期履修の許可の取り消し)

第9条 学長は、長期履修学生が法令及び大学院学則等本学の規則規程に違反する行為をしたとき、または、長期履修に関し、虚偽の申請をしたことが判明したときは、研究科教授会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

(授業料)

第10条 長期履修に係る授業料の額については、別に定める。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は各研究科において別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学者から適用する。
- 2 平成21年度入学者にあつては、第6条第2項の規定にかかわらず、平成21年4月20日までに申請のあつた者については、第6条第2項第1号に定める期限までに申請があつたものとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この改正による改正後の宮城大学大学院長期履修規程は、平成25年度入学生から適用し、この規程の施行の日の前日において在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (H29.2.22 第119回理事会)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この改正による改正後の宮城大学大学院長期履修規程は、平成29年度入学生から適用し、この規程の施行の日の前日において在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (R5.3.22 第198回理事会)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

長期履修許可申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

研究科 _____ 課程 _____

学籍番号 (受験番号) _____

氏名 _____ (印)

下記のとおり長期履修を希望するので、宮城大学大学院長期履修規程第6条の規定に基づき申請します。

記

入学年月日	年 月 日		
希望する履修期間	年 月 日～ 年 月 日 【 年間】		
長期履修を希望する理由			
履修計画			
勤務先	名 称		職 種
	所属・役職等		
	所 在 地		
現 住 所			
指導教員の意見	所属・職 氏名 _____ (印)		

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

学籍番号
 学生氏名 殿

宮 城 大 学 長

長期履修許可申請について（通知）

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

入 学 年 月 日	年 月 日
現在の履修期間	年 月 日～ 年 月 日 【 年間】
申請した履修期間	年 月 日～ 年 月 日 【 年間】
審 査 結 果	許 可 (又は 不許可)

様式第3号 (第8条関係)

長期履修期間変更申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

研究科 _____ 課程 _____
 学籍番号 (受験番号) _____
 氏名 _____ (印)

許可された長期履修期間を下記のとおり変更したいので申請します。

記

入学年月日	年 月 日		
許可済の履修期間	年 月 日～ 年 月 日 【 年間】		
変更後の履修期間	年 月 日～ 年 月 日 【 年間】		
長期履修期間を 変更する理由			
変更後の 履修計画			
※以下は変更があった場合のみ記入			
勤 務 先	名 称		職 種
	所属・役職等		
	所 在 地		
現 住 所			
指導教員の意見	所属・職 氏名 (印)		

宮城大学大学院他研究科及び他大学院履修に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、博士前期課程における宮城大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第34条の規定に基づく本学の他の研究科の授業科目の履修（以下「他研究科履修」という。）並びに大学院学則第35条の規定に基づく他の大学院における授業科目の履修（以下「他大学院履修」という。）及び大学院学則第36条の規定に基づく入学前の既修得単位（以下「入学前既修得単位」という。）の修了要件単位数への算入等について、大学院学則に定めるもののほか必要な事項を定める。

(履修の対象となる授業科目)

第2条 他研究科履修及び他大学院履修の対象となる授業科目の範囲は、次の各号に掲げる通りとする。

一 大学院学則第34条の規定に基づく、他研究科履修として学生が申請できる授業科目。

研究科	他研究科の学生が申請できる授業科目の範囲
看護学研究科	授業形態が「講義」区分の科目
事業構想学研究科	授業形態が「講義」区分の科目（共通科目を除く）
食産業学研究科	授業形態が「講義」区分の導入科目（食産業学演習を除く）

二 大学院学則第35条の規定に基づき、他大学院履修により申請する授業科目

三 大学院学則第36条の規定に基づき、他大学院履修により入学前に修得した授業科目

(他研究科履修に係る申請・承認等)

第3条 前条第1号に規定する他研究科履修を希望する学生は、あらかじめ当該授業科目担当教員の確認を得た上で、別に定める前期又は後期の授業科目履修登録期限前までに、別紙様式第1号により、学長に他研究科履修に関する承認申請書を提出し、その承認を得なければならない。

2 学長は、学生から前項に規定する申請書の提出があったときは、当該学生が所属する研究科教授会の議を経て、その可否を決定するものとする。

3 研究科教授会は、学長から前項の規定に基づく付議があったときは、適切な教育効果の発現に十分留意の上、その可否を審議するものとする。

4 学長は、第2項の規定に基づき承認の可否等を決定したときは、別紙様式第2号により、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

5 第1項の申請が承認されたときは、事務局において当該授業科目の履修登録を行うものとする。

(在学中の他大学院履修の申請・承認等)

第4条 第2条第2号に規定する他大学院履修を希望する学生は、別紙様式第3号により、学長に他大学院履修に関する承認申請書を提出し、その承認を得なければならない。

2 学長は、学生から前項に規定する申請書の提出があったときは、研究科教授会の議を経て、その可否を決定するものとする。

3 学長は、前項の規定に基づき承認の可否等を決定したときは、別紙様式第4号により、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

4 学生は、第1項の申請が承認されたときは、他大学院の定めるところにより、当該他大学院における授業科目の履修登録手続きを行うものとする。

(在学中に他大学院履修で修得した単位の認定等)

第5条 大学院学則第34条及び第35条の規定に基づき在学中に修得した単位（以下「在学中修得単位」という。）について、本学における授業科目の履修により修得した単位として認定を希望する学生は、原則として当該単位を修得した年の翌年の前期授業科目の履修登録期限日まで

に、学長に在学中修得単位の認定申請を行わなければならない。

- 2 前項の認定申請は、別紙様式第 5 号による他研究科履修，他大学院履修で修得した単位の認定（修了要件単位算入）申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。
 - 一 成績証明書（単位を修得した大学院の発行するもの。他研究科履修の場合は不要）
 - 二 申請する授業科目について、単位を修得した大学院が作成した授業科目の内容、単位制度等、単位の換算認定に必要な資料
- 3 在学中修得単位の認定は、本学開講科目への振替の可否及び修了要件単位数への算入の可否により行うものとする。
- 4 前項に規定する本学開講科目への振替の可否は、所属研究科科目と第 1 項の在学中修得単位の係る授業科目の授業内容等を相互に比較し、その類似性により決定する。
- 5 学長は、学生から第 1 項に規定する申請があったときは、研究科教授会の議を経て、在学中修得単位の認定の可否を決定し、別紙様式第 6 号により、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

（入学前既修得単位の認定等）

- 第 6 条 大学院学則第 36 条の規定に基づき、入学前既修得単位について、本学における授業科目の履修により修得した単位として認定を希望する学生は、原則として入学初年度の指定された期日までに、学長に入学前既修得単位の認定申請を行わなければならない。
- 2 前項の認定申請は、別紙様式第 5 号による他研究科履修，他大学院履修で修得した単位の認定及び在学期間の認定（修了要件単位算入及び在学期間算入）申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。
 - 一 成績証明書（単位を修得した大学院の発行するもの）
 - 二 申請する授業科目について、単位を修得した大学院が作成した授業科目の内容、単位制度等、単位の換算認定に必要な資料
 - 3 入学前既修得単位の認定は、本学開講科目への振替の可否及び修了要件単位数への算入の可否により行うものとする。
 - 4 前項に規定する本学開講科目への振替の可否は、所属研究科科目と第 1 項の入学前既修得単位の係る授業科目の授業内容等を相互に比較し、その類似性により決定する。
 - 5 学長は、学生から第 1 項に規定する申請があったときは、研究科教授会の議を経て、入学前既修得単位の認定の可否を決定し、別紙様式第 6 号により、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

（在学期間算入の認定等）

- 第 7 条 大学院学則第 37 条第 2 項の規定に基づき、前条の第 1 項に合わせて、入学前既修得単位の修得に要した期間を本学の在学期間として算入の認定を希望する学生は、原則として入学初年度の指定された期日までに、学長に在学期間の認定申請を行わなければならない。
- 2 前項の認定申請は、別紙様式第 5 号による他研究科履修，他大学院履修で修得した単位の認定及び在学期間の認定（在学期間算入及び在学期間算入）申請書に、次の号に掲げる書類を添えて行わなければならない。
 - 一 在学期間を証明する証明書等（単位を修得した大学院の発行するもの）
 - 3 学長は、学生から第 1 項に規定する申請があったときは、研究科教授会の議を経て、在学期間の認定の可否を決定し、別紙様式第 6 号により、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

(振替できない科目の修了要件単位数への算入等)

第8条 第3条に基づく他研究科履修科目並びに前2条の規定に基づく在学中修得単位又は入学前既修得単位のうち、振替できない科目を修了要件単位数に算入することができる単位数は、次のとおりとする。

区分	看護学研究科	事業構想学研究科	食産業学研究科
大学院学則第34条 (他研究科履修)	4単位まで	4単位まで	6単位まで
大学院学則第35条 (他大学院履修)	4単位まで	4単位まで	10単位まで
大学院学則第36条 (入学前既修得単位)	4単位まで	4単位まで	10単位まで
総計	4単位まで	4単位まで	10単位まで

- 2 修了要件単位数算入の認定を希望する学生は、別紙様式第5号により、学長に修了要件単位数認定申請を行わなければならない。
- 3 学長は、学生から前項に規定する申請があったときは、研究科教授会の議を経て、修了要件単位数認定の可否を決定し、別紙様式第6号により、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

(単位認定を受けた授業科目の成績表記)

第9条 第5条並びに第6条及び前条の規定により認定された単位の成績原簿及び各種成績証明における表記は、原則として次表によるものとする。

区分	本学の開講科目	本学の開講科目に振替可能な授業科目	本学の開講科目に振替できない授業科目
	大学院学則第34条	大学院学則第35条, 第36条	
科目分類区分	他研究科	他大学院	
科目区分	履修した科目の区分	振替した科目の区分	-
科目名称	履修した科目の名称	振替した科目の名称	履修した他大学院の授業科目名称
単位数	履修した科目の単位数	振替した科目の単位数	原則として、履修した他大学院の配当単位数
成績評価の標記	秀・優・良・可	認定	
科目担当教員名	記載	空欄	

(その他)

第10条 この要綱に定めのない処理事項等が生じたときは、軽微なものを除き、個別の研究科に関するものである場合は各教授会の、全研究科に共通するものである場合は研究科教授会の議を経て教育研究審議会に付議し、その承認を得て処理するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年11月25日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍する者については、この規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

他研究科の授業科目の履修に関する承認申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

所 属 研究科
学年

学籍番号

氏 名 (印)

大学院学則第34条の規定に基づき、 学研究科で開講されている下記の授業科目を履修
したいので、承認されるよう申請します。

記

開講研究科	授 業 科 目 名	開講曜日・時限	担当教員名	確認印

(他研究科の授業科目を履修する目的・理由)

- 注) 1 原則として同一時限の授業科目の重複履修はできないので、時間割上、所属研究科の
授業科目の履修等に支障がないことを確認すること。
2 申請書の提出期限は、掲示・配布物等により確認すること。
3 1及び2を確認後、授業科目担当教員の下承(確認印)を得た上で、本申請書を事務局に
提出すること。
4 承認審査の結果、履修が認められないこともある。

受 付	登 録

宮 城 大 第 号

年 月 日

（学 籍 番 号）

学 生 氏 名 殿

宮 城 大 学 長

他研究科の授業科目の履修に関する承認について（通知）

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、下記（別紙）のとおり承認します。

記

開講研究科	授 業 科 目 名	開講曜日・時限	担当教員名

他大学院履修に関する承認申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

所 属 研究科 学年
学籍番号
氏 名 (印)

大学院学則第 35 条の規定に基づき、他大学院で開講されている下記の授業科目を履修したいので、承認されるよう申請します。

記

開講大学院	授 業 科 目 名	開講曜日・時限	担当教員名

(他大学院の授業科目を履修する目的・理由)

- 注) 1 本学における履修科目を優先することとし、時間割上、所属研究科の授業科目の履修等に支障がないことを確認すること。
2 申請書の提出期限は、掲示・配布物等により確認すること。
3 1 及び 2 を確認後、本申請書を事務局に提出すること。
4 承認審査の結果、履修が認められないこともある。

受 付	登 録

宮 城 大 第 号
年 月 日

(学 籍 番 号)
学 生 氏 名 殿

宮 城 大 学 長

他大学院履修の承認について (通知)

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、下記 (別紙) のとおり承認します。
記

開講大学院	授 業 科 目 名	開講曜日・時限	担当教員名

他研究科履修，他大学院履修で修得した単位及び在学期間の認定（修了要件単位算入及び在学期間算入）申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

所 属 研究科 学年
 学籍番号
 氏 名 (印)

他研究科，他大学院の授業科目を履修し，単位を修得した下記授業科目について，宮城大学大学院における授業科目の履修により修得した単位及び在学期間として認定を申請します。

記

(1) 申請科目

入 学 前後別	修得済科目		振替科目			修了要件単位 算入の希望
	科目名	単位数	振替の希望	科目名	単位数	
前・後		単位	有・無		単位	有・無
前・後		単位	有・無		単位	有・無
前・後		単位	有・無		単位	有・無
前・後		単位	有・無		単位	有・無

科目を修得した大学院名

専攻等名

年 月 入学・履修

年 月 卒業・中退・修得

(2) 上記単位（入学前に修得した単位に限る）の修得に要した期間の本学在学期間への算入希望

有 ・ 無

- 注) 1 単位認定数は，大学院学則第36条第2項の規定により，20単位を上限とする。
 2 修了要件単位数への算入については，「宮城大学他研究科履修及び他大学履修に関する実施要綱」第7条の規定により一定の制約があるので留意すること。
 3 在学期間への算入は，大学院学則37条第2項の規定により，1年を超えない範囲とする。

宮 城 大 第 号
年 月 日

(学 籍 番 号)

学 生 氏 名 殿

宮 城 大 学 長

他研究科履修, 他大学院履修で修得した単位の認定等について (通知)

年 月 日付で申請のあったこのことについては, 下記 (別紙) のとおり認定します。

記

(1) 認定科目

修得済み授業科目		認定 審査 結果	振替科目			修了要件単位	
科目名	単位数		振替 可否	科目名	単位数	算入 可否	区 分
							科目
							科目
							科目

(2) 在学期間

宮城大学大学院〇〇研究科に 〇〇カ月, 〇年 在学したものと認定。

看護学研究科における優れた業績を上げた学生に在学期間の短縮を適用する場合の取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮城大学大学院看護学研究科履修規程（以下「規程」という。）第18条の規定に基づき、看護学研究科における優れた業績を上げた学生に在学期間の短縮を適用する場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(優れた業績を上げた学生)

第2条 規程第18条第1項及び第5項に規定する「優れた業績を上げた学生」とは、研究業績及び研究成果が優秀であると認められ、かつ、当該学生の学位論文等に係る研究水準が、博士前期課程においては学則第37条に定める修業年限2年で、博士後期課程においては学則第38条に定める修業年限3年で修了の認定を受ける学生が到達する研究水準と同等以上の水準に達した学生とする。

(在学期間短縮希望届)

第3条 優れた業績を上げた学生又は優れた業績を上げた学生として在学期間の短縮を希望する学生は、次の期日までに在学期間短縮希望届（様式第1号）を研究科長に届出なければならない。

- 一 1年で修了を希望する学生 入学時（提出期限は別途指示）
- 二 前項に掲げる学生以外の学生 修了を希望する時期の8か月前まで

(事前審査書類)

第4条 優れた業績を上げた学生と認めると判断される場合、指導教員は次の事前審査書類を作成（第2号から第5号は当該学生が作成）し、研究科長に提出しなければならない。

- 一 優れた業績を上げた学生と認定する理由書（様式第2号）
 - 二 研究業績目録（様式第3号）
 - 三 年間受講科目登録状況等（様式第4号）
 - 四 履歴書（様式第5号）
 - 五 その参考となるもの
- 2 前項の事前審査書類は、修了を希望する時期の6か月前まで提出しなければならない。

(審査専門委員会による事前審査)

第5条 研究科長は、前条の規定により指導教員から事前審査書類の提出があったときは、審査専門委員会に研究業績等について事前審査を行わせるものとする。

- 2 審査専門委員会の委員は、研究科長が指名する。
- 3 第1項の事前審査に当たっては、当該学生の大学卒業後の経歴、業績で博士前期課程在学期間以外であっても、本学の博士前期課程在学中の研究と同等以上の水準の研究業績と確認できる場合については、これを特別に認定事由に加えることができるものとする。
- 4 審査専門委員会は、修了を希望する時期の4か月前までに事前審査結果を研究業績審査報告書（様式第6号）により研究科長に報告しなければならない。

(在学期間短縮の認定)

第6条 在学期間短縮の認定は、前条第4項の研究業績審査報告書に基づき、学位論文審査付託の前に、研究科教授会において行うものとする。

(委任)

第7条 在学期間の短縮を適用する場合の取り扱いに関する事項でこの要綱に定めのない事項については、看護学研究科教授会において定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年11月25日から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍する者については、この規程に関わらず、なお従前の例による。

博士課程在学期間短縮希望届

令和 年 月 日

宮城大学長 殿

看護学研究科 博士 課程 年
学籍番号
氏 名 印

下記のとおり博士 課程における在学期間短縮を希望しますので届け出ます。

記

- 1 入学年月
- 2 修了予定年月
- 3 在学期間

優れた業績を上げた学生と認定する理由書

看護学研究科 博士〇〇課程 年
学籍番号
氏 名

1 優れた業績を上げた学生と認定する理由

2 学位論文又は特定の課題についての研究成果題目・研究内容

3 その他特記事項

研究指導教員氏名	印
----------	---

研 究 業 績 目 録

課 程	看護学研究科 博士○○課程	学 年	年		
学籍番号		氏 名			
学位論文等の名称		単独・共同の別	発行発表の年	発表誌名・学会名等	備 考
1 論文発表					
2 学会発表					
3 その他					

年 間 受 講 科 目 登 録 状 況 等

看護学研究科 博士○○課程 年
学籍番号
氏 名

1 成績及び受講登録状況

科 目 名	期	単 位	必修・ 選択別	担当教員名	成績	備 考

2 在学期間

令和 年 月 日 入学
令和 年 月 日 現在 (年 月)

履 歴 書

課 程			
学 籍 番 号			
氏 名			
生 年 月 日			
本 籍 地			
現 住 所			
学 歴 (高等学校 卒業以降)	年	月	日
職 歴			
所 属 学 会			

令和 年 月 日

看護学研究科長 殿

審査専門委員会

委員

印

委員

印

委員

印

研究業績審査報告書

下記学生の修業年限短縮による修了予定について、研究業績等を事前に審査した結果 可
(否) と判定したので報告します。

記

看護学研究科 博士 課程 年
学籍番号
氏 名

宮城大学大学院看護学研究科 指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮城大学大学院履修規程(令和7年4月1日制定)第4条に基づき、宮城大学大学院看護学研究科の学生への指導に関し必要な事項を定める。

(主指導教員・副指導教員)

第2条 学生1名につき主指導教員1名と副指導教員1名以上を置く。主指導教員は研究指導資格を有する教員が担い、副指導教員は研究指導資格ないし研究指導補助資格を有する教員が担う。主指導教員及び副指導教員は、専任教員をもって充てる。ただし、看護学研究科教授会が認めた場合は、専任教員以外の副指導教員を加えることができる。

2 主指導教員及び副指導教員の変更は原則として認めない。ただし、特別な事情が生じた場合に限り、看護学研究科教授会の議を経て変更を認めることがある。

3 主指導教員は4月教授会にて決定する。副指導教員は原則、博士前期課程においては研究計画発表会の前月までに、博士後期課程においては1年次の8月までに、それぞれ主指導教員が選出し、教務ワーキンググループの審議を経て教授会で決定する。

(指導教員の役割)

第3条 主指導教員は、学生の履修などへの助言及び研究・論文作成指導を行う。副指導教員は、主指導教員と協力して、学生の履修などへの助言及び研究・論文作成指導を行う。

(複数の教員による研究指導体制)

第4条 主指導教員と副指導教員は、学生の研究進捗状況を共有し、学生への指導を行う。副指導教員による研究指導は、1. 研究計画書の審査前まで、2. 計画書の教授会承認から論文完成までの各期間に、原則複数回行う。

2 博士前期課程では、看護学特別研究、看護学課題研究の担当教員参加による研究計画発表会を開催する。博士後期課程では、生涯健康支援看護学特別研究の担当教員による集団指導を年2回開催する。

(研究指導計画書)

第5条 毎年、学位取得までの研究指導計画について学生と主・副指導教員で合議し、研究指導計画書(様式1)を作成する。研究指導計画書は、教員、学生双方が共有し、毎年度、指定日までに主指導教員が事務局に提出する。

2 研究指導計画書については、毎年度、指定日の翌月の教務ワーキンググループで内容を確認し、必要時、教員・学生に修正を求める。最終版のデータを教務課にて翌年度末まで保存後、破棄する。

附則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

宮城大学大学院看護学研究科学位論文審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮城大学学位規程（以下「学位規程」という。）第18条及び宮城大学大学院看護学研究科履修規程（以下「履修規程」という。）第19条の規定に基づき、宮城大学大学院看護学研究科における学位論文（履修規程第18条第2項に規定する「特定の課題についての研究の成果」を含む。以下同じ。）審査に関し必要な事項を定める。

(学位論文の提出)

第2条 学位規程第4条により修士又は博士の学位を申請する者は、同条の規定で定める学位申請書1部に加え、次に掲げる書類を看護学研究科長に提出しなければならない。

<修士の学位を申請する者>

- | | |
|----------|----|
| 一 学位論文 | 3部 |
| 二 学位論文要旨 | 3部 |

<博士の学位を申請する者>

- | | |
|----------------|----|
| 一 学位論文 | 5部 |
| 二 学位論文要旨 | 5部 |
| 三 上記一から二の電子データ | 1部 |

- 2 博士前期課程における学位論文・学位論文要旨の体裁は、別途提示する「宮城大学大学院看護学研究科学位論文（修士）作成要領」のとおりとする。
- 3 博士後期課程における学位論文・学位論文要旨の体裁は、別途提示する「宮城大学大学院看護学研究科学位論文（博士）作成要領」のとおりとする。
- 4 学位論文の提出期限は、別途指示する。

(審査結果の報告)

第3条 学位規程第10条に定める学長への報告は、様式1による。

(学位論文の保管)

第4条 学位を授与すべきものと決定した者から提出のあった学位論文については、本学図書館において1部を保管する。

(委任)

第5条 学位論文審査に関する事項で本要綱に定めのない事項については、看護学研究科教授会において定める。

附則

この要綱は、平成14年10月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年12月7日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式1

学位授与に関する報告書

年 月 日

宮 城 大 学 長 殿

宮城大学大学院看護学研究科長
氏 名 印

年 月 日に開催された宮城大学大学院看護学研究科教授会において、下記のとおり学位授与の可否に関する議決を行ったので、宮城大学学位規程第10条の規定に基づき報告します。

記

1. 修士の学位を授与すべきものと決定した者

学籍番号	氏 名	研究題目	学位論文 審査結果	最終試験 の合否

2. 修士の学位を授与できないものと決定した者

学籍番号	氏 名	研究題目	学位論文 審査結果	最終試験 の合否

3. 博士の学位を授与すべきものと決定した者

学籍番号	氏 名	研究題目	学位論文 審査結果	最終試験 の合否

4. 博士の学位を授与できないものと決定した者

学籍番号	氏 名	研究題目	学位論文 審査結果	最終試験 の合否

宮城大学大学院看護学研究科学位論文（修士）作成要領

平成26年3月13日作成

平成27年10月7日改訂

平成29年2月15日改訂

平成31年3月1日改訂

令和5年3月1日改訂

令和7年3月14日改訂

学位論文（以下、論文）の作成は、この要領を参考にすること。論文提出年度最新の要領を確認すること。

なお、本要領は『Publication Manual of the American Psychological Association 7th edition』（APA, 2020）および『APAに学ぶ 看護系論文執筆のルール 第2版』（前田, 江藤, 2023）を参考にしている。詳細について不明な点はこれらの文献を参照されたい。

I. 論文の形式

A. 和文

原稿はA4判縦置き横書きとし、常用漢字、新仮名づかいを用いてMicrosoft Office Wordで作成する。余白は上下35mm、左右は30mmとし、字数は40字、行数は35行とする。字体はMS明朝、全角、文字サイズは10.5ポイント、論文中の句読点の表記は、「、」（全角）および「。」（全角）を使用する。英数字は、半角、Times New Romanとする。文字の色は黒色とするが、図表は必要に応じてカラーを用いてもよい。

B. 英文

原稿はA4判縦置きとし、Microsoft Office Wordで作成し、上下35mm、左右は30mm余白とし、ダブル・スペースをとる。フォントはTimes Roman (Times New Roman) 12ポイントを標準とする。英語を母国語としない執筆者の場合は、必ず専門家または英語母国語者のチェックを受ける。

C. 審査用の論文

- ・ 片面刷し、市販の2穴ファイルに綴じる。
- ・ 表紙は例示にならない（背表紙不要）、必要事項を記載する。A4用紙に印刷し、周囲をカットして、2穴ファイルの表紙に全面糊付する。
- ・ ファイルの中に、要旨、内表紙、目次、本文・・・と綴る。
- ・ 内表紙には、例示にならない必要事項を記載する。指導教員名は、主指導教員のみ記載する。
- ・ 本文から、下部中央に頁番号を付す。

D. 最終提出の学位論文（修士）保存版

- ・ 片面刷し、簡易製本する。
- ・ 表紙は例示にならない、背表紙をつける。
- ・ その他は審査用論文と同様とする。

Ⅱ. 論文の構成

論文は、原則として、表紙、要旨、目次、本文、謝辞、文献、図・表、資料（必要に応じて）から構成されるように作成する。

表紙

要旨

内表紙

目次

本文

I. 序論

II. 文献検討

III. 研究目的

IV. 研究方法

対象者、調査内容、調査方法、分析方法及び倫理的配慮

（宮城大学研究倫理専門委員会の承認を得た場合は、承認番号と承認を受けた年月日を記載する）

V. 結果

（図・表・写真は本文中の適切な位置、あるいは巻末に挿入する）

VI. 考察

（考察の最後に、本研究の限界と課題を記述する）

VII. 結論

謝辞

文献

図・表・写真（図・表・写真は本文中の適切な位置、あるいは巻末に挿入する）

資料（必要に応じて添付可能。ただし、研究計画書や倫理申請書等は添付不要）

Ⅲ. 論文作成上の注意事項

A. 表紙・内表紙

表紙及び内表紙は指定された書式で作成し、必要事項を記載する。論文題目の文字サイズは 20 ポイント、それ以外は 14 ポイント程度とし、フォントは MS ゴシックとする。

B. 要旨

要旨は、和文（1,200字程度）とする。指定された書式（様式 1）で作成し、必要事項を記載する。要旨本文は、見出しを付け（見出し数字はなし、左寄せ配置）、研究目的、研究方法、倫理的配慮、結果、考察、結論（必要時）を記載する。また、キーワードを題目の下に、5 語以内で記載する（キーワードとは、題目にある対象者と結果、研究デザインや研究の理論的基盤を示す用語である）。要旨の字体は、I. 論文の形式に準じる。

研究目的：社会的背景及び学術的背景の要点を記載し、何のために（意義）、何を明らかにするか（研究目的）について簡潔明瞭に記載する。

研究方法：研究対象の選択基準・除外基準、調査内容とデータ収集方法、分析方法を簡潔明瞭に記載する。

倫理的配慮：簡潔明瞭に要点を記載する。（研究倫理審査委員会承認番号と年月日を記載する）

結果：研究対象の概要と研究目的に対する結果を簡潔明瞭に記載する。

考察：結果の解釈、新規性等と意義に対応する看護支援への示唆（実用性）を簡潔明瞭に記載する。

結論：結果（および考察）のまとめを簡潔明瞭に記載する。考察の中にも含める場合は重複を避けるため、結論を省略してもよい。

C. 目次

目次は、本文の章・節、謝辞、文献、図表等、資料をこの順で掲げ、該当頁を表示する。

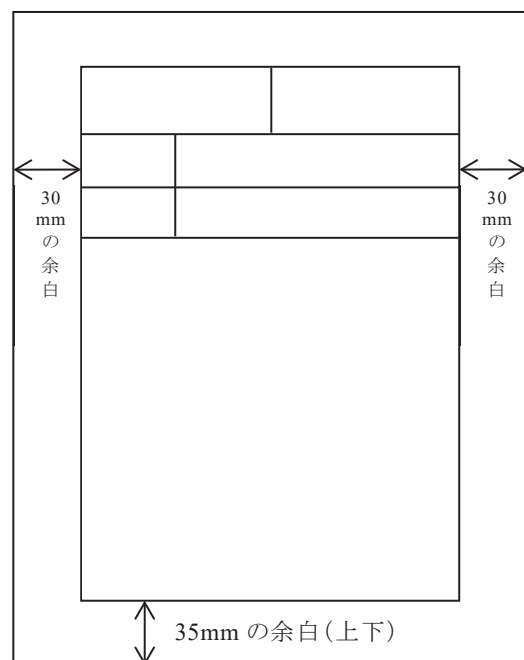
< 学位論文(修士)表紙・背表紙 >

論文題目(和)	宮城大学大学院 看護学研究科博士前期課程 論文題目
氏名	(西暦)年度
西暦年度	学籍番号 氏名

< 内表紙 >

宮城大学大学院 看護学研究科博士前期課程 論文題目
(西暦)年度
コース 学籍番号 氏名 指導教員

< 要旨 >



< 目次 >

— 目次 —	
I. ○○	1
A. ○○	1
1. ○○	1
2. ○○	3
II. ○○	6
A. ○○	7
B. ○○	10

D. 本文

本文は、指定された書式で作成し、下部中央に頁番号を付す。本文の字数制限はない。

1. 章・節・項の番号

見出しはすべて MS ゴシックとする。見出しには第1階層から第7階層までである。本文のレベル数に応じて、第1から順番に適用すること（第1階層は論文題目[タイトル]）にあたるレベルであり、見出し数字は付けない。したがって、本文で使用される見出しは第2階層以下ということになる。見出しに付ける数字・記号・アルファベットは全角とする。

見出しレベル	見出し数字（全角）	配置
第1階層（論文題目に該当）	なし	中央
第2階層	I. II. III. ...	中央
第3階層	A. B. C. ...	左に寄せる
第4階層	1. 2. 3. ...	左に寄せる
第5階層	a. b. c. ...	左端より1字下げる
第6階層	(1) (2) (3) ...	上位の見出しより1字下げる
第7階層	(a) (b) (c) ...	上位の見出しより1字下げる

<見出しの記載例>

VI. 結果	←（第2階層）中央に
A. 研究参加者の概要	←（第3階層）左に寄せる
研究参加者は6名であった。…………… ……………。	
B. ○○○○	←（第3階層）左に寄せる
データを分析した結果、…………… ……………。	
1. 看護師として働き続ける思い	←（第4階層）左に寄せる
このカテゴリは、……………	

2. 単位

度量衡は、原則として国際単位系（SI単位）を用いる。

3. 略語

略語は、初出のときに正式名称を記載し、そのあとに括弧書きで記入する。

4. 頁の記載

頁は、目次にはつけず、本文から図・表の最終頁まで、1、2、n（半角）のようにつける。資料は、i、ii、nの番号をつける。それらの記入場所は、下中央とする。

5. 註記

註記は、脚注として最後にまとめて記載する。また、本文中の註記には+、++を右肩に上付1/4角をつけ、文献番号1)、5)や統計学上の有意水準*、**とは区別する。

6. 図表等

図・表・写真は、それぞれに一連番号を太字で付し、その下に1行分空けて、それらの内容を示すタイトルを図・表・写真の上に記載する。但し書きは図・表・写真の下に記す。図・表・写真の大きさは、最大A3サイズまでとする。

図・表・写真は、読み取りやすさを考慮し、それを説明した本文近くの適切な場所に挿入し表示するか、巻末に図・表・写真のそれぞれを一括して綴じる。一括して綴じる場合、図・表・写真はA4判1枚に1つの図・表・写真とする。

7. 資料

資料を添付する場合は、通し番号と標題を付す。本文中にはその番号をもって引用する。ただし、研究計画書および倫理審査申請書類は資料に含めない。

<図・表の記載例>

図1

〇〇の関連図

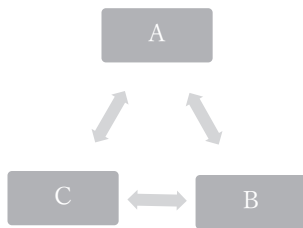


表1

研究参加者の概要

研究参加者	年齢	看護師歴	・・・	・・・
A	20代	5年	・・・	・・・
B	30代	13年	・・・	・・・
C	20代	7年	・・・	・・・
D	20代	6年	・・・	・・・
E	30代	10年	・・・	・・・

E. 文献

本文での文献記載方法ならびに文献リストの記載方法は、ハーバード方式（APAスタイル）に準ずることとする。

1. 本文での文献記載方法

- a. 本文中に著者名が記載されている場合は、その後ろに（ ）を付し、発行年を記す。本文中に発行年が記されている場合は、改めて表示する必要はない。同じ年に発刊された場合は、(2023a)、(2023b) のように明記する。文献のページは、当該文章の後ろに記す。

<記載例>

吉田 (2023a) は「・・・・・・・・」 (p.125) と述べている。

2016年にRisenは以下のように語っている (p.202)。

- b. 本文中（ ）内の著者名は2名までは全員記載する。著者が2名の場合、筆頭者の後ろに邦文では「,」（半角カンマ）を、欧文では「and」を付す。

<記載例>

島田, 林 (2003) は...と報告している。

Yeo and Hayashi (1996) によると...

- c. 著者が3名以上の場合、筆頭者の後ろに「他」（欧文の場合は et al.）を付けて略す。

<記載例>

佐藤他 (2020) によると...

...と言われている (Shayden et al., 2018, p.304)。

- d. 著者が3名以上で、名前を省略してしまうと別の文献と同じ表記になってしまう場合、どちらの文献も区別できるだけの著者名を表記する。欧文の場合、「et al.」の前の名前が1つであればカンマはつけない。2つ以上ならばカンマをつける。

<記載例>

佐藤, 高橋, 後藤, 吉田, 山本 (2020) の研究によれば...

佐藤, 高橋, 後藤, 吉田, 山本, 阿部他 (2020) が調査したところ...

Kapoor et al. (2017)は...

Kapoor, Bloom, et al. (2017)は...

- e. 共著者の同一文献を繰り返し引用する際には、著者名が2名までの場合は毎回の引用に全員記載する。著者が3名以上の場合には毎回の引用に筆頭著者の後ろに「○○他」または「et al.」と記す。

- f. 同じ（ ）内に著者の異なる2つ以上の文献を引用する場合は、（ ）内に筆頭著者のアルファベット順に姓と発行年を記し、著者ごとに「;」（半角セミコロン）で区切り、「;」の後ろに半角スペースを入れる。

<記載例>

...と考える研究者（遠藤, 2021; 庄司, 2020）も存在する。

...と指摘されている（山田, 2022; 山本, 2012）。

- g. 同じ（ ）内に同一著者の2つ以上の文献を引用する場合は、それらの文献の発行年を早い順に記す。その際、発行年ごとに「,」（半角カンマ）で区切り、「,」の後ろに半角スペースを入れる。

<記載例>

...が明らかにされている（伊藤, 2009, 2011, 2018; 武田, 2000, 2003）。

- h. 外国語文献の翻訳書を使用した場合は、オリジナル文献（原書）の発行年と翻訳書の発行年を「/」（半角スラッシュ）で結んで記載する。「/」の前後に半角スペースは入れない。ページ数は翻訳書のものを記す。訳者名は不要だが、文献リストには訳者名も記載する。

<記載例>

Meleis (2018/2021) は...と述べている（p.55）。

2. 文献リストの記載方法

- a. 文献は筆頭著者のアルファベット順に並べる。著者名は、筆頭著者を含めて20名までの著者の姓名を記載する。20名を超える場合は19名目までを列挙し、省略記号 (...) に続けて最終著者の前に「&」を付す。外国人著者の場合、姓（ファミリーネーム）を先に、名（ファーストネーム）のイニシャルのみを後に記載する。

<記載例>

Bach, J. S. (2010). ...

Bowie, D. (2016). ...

加藤武志 (2019) ...

小田美香 (2017) ...

- b. 外国語文献で、著者が2名以上の場合、最終著者の前に「, &」を付す。

<記載例>

Christian, B., & Griffiths, T. (2016). ...

Fiske, S. T., Gilbert, D. T., & Lindzey, G. (2010). ...

- c. 同一著者の文献が複数ある場合は、発行年の早い順に記載する。同一著者による文献が同一年次に複数ある場合は、本文中の（ ）内に記載された発行年に付した小文字のアルファベット順に並べる。

- d. 2行以上にまたがる場合は、2行目以降は行頭を日本語2文字分、アルファベット4文字分下げる。

<記載例>

アメリカ心理学会 [APA](2010)/前田樹海, 江藤裕之, 田中建彦(訳)
(2011). APA論文作成マニュアル（第2版）. 医学書院.

Sandelowski, M., & Barroso, J. (2003). Creating metasummaries of qualitative findings. *Nursing Research*, 52(4), 226-233.

- e. 文献の記載方法は、雑誌掲載論文、書籍（原書）、書籍（編集・監修書）、書籍（翻訳・監訳書）、電子資料によって異なる。

(1) 雑誌掲載論文

雑誌名は原則として正式名称を用い、邦文・欧文とも雑誌名は斜字体（イタリック体）で記す。巻(号)の半角カッコの前後に半角スペースは入れない。

<記載方法>

著者名（発行年）. 論文の表題. 掲載雑誌名, 号もしくは巻(号), 最初の頁—最後の頁.

<記載例>

中村敏, 坪倉繁美 (2022). 男子看護学生が看護師としての職業的アイデンティティを形成していく様相. *日本看護学教育学会誌*, 32(2), 123-136.

Thompson, B.M., Hearn, G.N., & Collins, M.J. (1992). Patient perceptions of health professional interpersonal skills. *Australian Psychologist*, 27, 91-95.

(2) 書籍 (原書)

書名を、日本語も外国語も斜字体 (イタリック体) で記す。出版社の所在地は記載しなくてよい。

<記載方法>

著者名 (発行年) . 書名 (版数、初版は省略可) . 出版社名.

<記載例>

芝祐順 (1979). *因子分析法* (第2版) . 東京大学出版会.

Morse, J.M., & Field, P.A. (1995). *Qualitative research methods of health professionals* (2nd ed.). SAGE.

(3) 書籍 (編集・監修書)

編集された書籍のなかに収録された章や節から引用した場合は、以下の記載方法で明記する。外国語文献の場合は、編者の名 (ファーストネーム) のイニシャルを先にし、姓 (ファミリーネーム) のあとに「(Ed.),」、編者が複数の場合は「(Eds.),」を付す。監修の場合は「(監)」と表示する。

<記載方法>

著者名 (発行年) . 章や節の表題. 編者名 (編) , 書名 (pp. 開始ページ-終了ページ) . 発行所.

<記載例>

佐藤真理, 吉沢豊予子 (2022) . 災害時の女性への支援. 吉沢豊予子 (編) , *助産師基礎教育テキスト第2巻 ウィメンズヘルスケア* (2022年度版) (pp.175-184) . 日本看護協会出版会.

Schwartz-Barcott, D., & Kim, H. S. (2000). An expansion and elaboration of the hybrid model of concept development. B. L. Rodgers, & K. A. Knafl (Eds.), *Concept development in nursing: Foundations, techniques, and applications* (2nd ed.) (pp.129-159). SAUNDERS.

(4) 書籍 (翻訳・監訳書)

原著者名は原綴りのまま表記する。

<記載方法>

原著者名 (発行年) / 翻訳名 or 監訳者名 (訳 or 監訳) (翻訳書の発行年) . 翻訳書の書名 (版数) . 出版社名.

<記載例>

Fawcett, J. (1993) / 太田喜久子、筒井真優美 (監訳) (2008) . *看護理論の分析と評価*. 医学書院.

(5) 電子資料 (インターネット情報)

インターネット上の資料を使用し、引用する場合、読者が確実に引用された情報に辿りつけるよう、発表者、掲載年月日、記事タイトル (見出し) も

しくは説明、情報に直接リンクするURL、検索の日付を記載する。掲載年月日が不明な場合は、n.d. (no dateの意味) と記載する。

オンライン出典の文献にDOI(デジタルオブジェクト識別子)がある場合は、通常の書誌情報の後に「<http://doi.org/>」を記載し、続けて「10.」から始まるDOI番号を記載する。DOI番号の最後にピリオドは付けない。

インターネット情報(Wikipedia などを含む)は真偽の不明な情報も多く、確実な情報かどうかを十分に確かめた上で慎重に用いる。また、そのまま引用することは絶対に避ける。その文献が紙媒体で手に入る場合は、それを文献とし、電子資料はインターネットでしか手に入らない文献に限定する。

<記載方法>

発表者(掲載年月日) . 記事タイトル. URL(検索日*年*月*日)

<記載例>

Dietrich, A. J. (2020). Charting a path forward for education abroad research.

Frontiers: The Interdisciplinary Journal of Study Abroad. 32(2), 1-11.

<https://doi.org/10.36366/frontiers.v32i2.465>

厚生労働省 (n.d.) . 「外国人受け入れのための医療機関向けマニュアル」について.

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230_00003.html (検索日2022年1月18日)

宮城大学大学院看護学研究科学位論文（博士）作成要領

平成26年3月13日作成

平成27年10月7日改訂

平成29年2月15日改訂

平成31年3月1日改訂

令和5年3月1日改訂

令和7年3月14日改訂

学位論文（以下、論文）の作成は、この要領を参考にすること。論文提出年度最新の要領を確認すること。

なお、本要領は『Publication Manual of the American Psychological Association 7th edition』（APA, 2020）および『APAに学ぶ 看護系論文執筆のルール 第2版』（前田, 江藤, 2023）を参考にしている。詳細について不明な点はこれらの文献を参照されたい。

I. 論文の形式

A. 和文

原稿はA4判縦置き横書きとし、常用漢字、新仮名づかいを用いてMicrosoft Office Wordで作成する。余白は上下35mm、左右は30mmとし、字数は40字、行数は35行とする。字体はMS明朝、全角、文字サイズは10.5ポイント、論文中の句読点の表記は、「、」（全角）および「。」（全角）を使用する。英数字は、半角、Times New Romanとする。文字の色は黒色とするが、図表は必要に応じてカラーを用いてもよい。

B. 英文

原稿はA4判縦置きとし、Microsoft Office Wordで作成し、上下35mm、左右は30mm余白とし、ダブル・スペースをとる。フォントはTimes Roman (Times New Roman) 12ポイントを標準とする。英語を母国語としない執筆者の場合は、必ず専門家または英語母国語者のチェックを受ける。

C. 審査用の論文

- ・ 片面刷し、市販の2穴ファイルに綴じる。
- ・ 表紙は例示にならない（背表紙不要）、必要事項を記載する。A4用紙に印刷し、周囲をカットして、2穴ファイルの表紙に全面糊付する。
- ・ ファイルの中に、要旨、内表紙、目次、本文・・・と綴る。
- ・ 内表紙には、例示にならない必要事項を記載する。指導教員名は、主指導教員のみ記載する。
- ・ 本文から、下部中央に頁番号を付す。

D. 最終提出の学位論文（博士）保存版

- ・ 片面刷で、製本する。製本は、例示にならない、無線とじ製本（くるみ製本）、上製本ハードカバー（本クロス、C1、黒色）、文字は箔押し・金色に準じ、背表紙をつける。
- ・ その他は審査用論文と同様とする。

Ⅱ. 論文の構成

論文は、原則として、表紙、要旨、目次、本文、謝辞、文献、図・表、資料（必要に応じて）から構成されるように作成する。

表紙

和文要旨

英文要旨

内表紙

目次

本文

I. 序論

II. 文献検討

III. 研究目的

IV. 研究方法

対象者、調査内容、調査方法、分析方法及び倫理的配慮

（宮城大学研究倫理専門委員会の承認を得た場合は、承認番号と承認を受けた年月日を記載する）

V. 結果

（図・表・写真は本文中の適切な位置、あるいは巻末に挿入する）

VI. 考察

（考察の最後に、本研究の限界と課題を記述する）

VII. 結論

謝辞

文献

図・表・写真（図・表・写真は本文中の適切な位置、あるいは巻末に挿入する）

資料（必要に応じて添付可能。ただし、研究計画書や倫理申請書等は添付不要）

Ⅲ. 論文作成上の注意事項

A. 表紙・内表紙

表紙及び内表紙は指定された書式で作成し、必要事項を記載する。論文題目の文字サイズは20ポイント、それ以外（英文タイトル含む）は14ポイント程度とし、フォントはMSゴシックとする。

B. 要旨

要旨は、和文（1,200字程度）と英文（600words）とする。構造化抄録に従って、必要事項を記載する。要旨本文は、見出しを付け（見出し数字はなし、左寄せ配置）、研究目的、研究方法、倫理的配慮、結果、考察、結論（必要時）を記載する。また、キーワードを和文及び英文要旨の末尾に、各々5語以内で記載する（キーワードとは、題目にある対象者と結果、研究デザインや研究の理論的基盤を示す用語であり、国立医学中央図書館のMedical subject headingsを参照する）なお、要旨の字体は、I. 論文の形式に準じる。

研究目的：社会的背景及び学術的背景の要点を記載し、何のために（意義）、何を明らかにするか（研究目的）について簡潔明瞭に記載する。

研究方法：研究対象の選択基準・除外基準、調査内容とデータ収集方法、分析方法を簡潔明瞭に記載する。

倫理的配慮：簡潔明瞭に要点を記載する。（研究倫理審査委員会承認番号と年月日を記載する）

結果：研究対象の概要と研究目的に対する結果を簡潔明瞭に記載する。

考察：結果の解釈、新規性等と意義に対応する看護支援への示唆（実用性）を簡潔明瞭に記載する。

結論：結果（および考察）のまとめを簡潔明瞭に記載する。考察の中に含める場合は重複を避けるため、結論を省略してもよい。

C. 目次

目次は、本文の章・節、謝辞、文献、図表等、資料をこの順で掲げ、該当頁を表示する。

< 学位論文(博士)表紙・背表紙 >

< 内表紙 >

論文 題目 (和)	宮城大学大学院 看護学研究科博士後期課程
	論文題目
	(西暦)年度
	学籍番号 氏名
氏名	
西暦 年度	

宮城大学大学院 看護学研究科博士後期課程
論文題目
(西暦)年度
学籍番号 氏名 指導教員

< 要旨・目次 >

要旨
キーワード

Abstract
Key Words

— 目次 —
I. ○○……………1
A. ○○……………1
1. ○○……………1
2. ○○……………3
II. ○○……………7
A. ○○……………7
B. ○○……………9

D. 本文

本文は、指定された書式で作成し、下部中央に頁番号を付す。本文の字数制限はない。

1. 章・節・項の番号

見出しはすべて MS ゴシックとする。見出しには第 1 階層から第 7 階層までである。本文のレベル数に応じて、第 1 から順番に適用すること（第 1 階層は論文題目[タイトル]）にあたるレベルであり、見出し数字は付けない。したがって、本文で使用される見出しは第 2 階層以下ということになる。見出しに付ける数字・記号・アルファベットは全角とする。

見出しレベル	見出し数字（全角）	配置
第 1 階層（論文題目に該当）	なし	中央
第 2 階層	I. II. III. ...	中央
第 3 階層	A. B. C. ...	左に寄せる
第 4 階層	1. 2. 3. ...	左に寄せる
第 5 階層	a. b. c. ...	左端より 1 字下げる
第 6 階層	(1) (2) (3) ...	上位の見出しより 1 字下げる
第 7 階層	(a) (b) (c) ...	上位の見出しより 1 字下げる

<見出しの記載例>

VI. 結果	←（第 2 階層）中央に
A. 研究参加者の概要 研究参加者は 6 名であった。…………… ……………。	←（第 3 階層）左に寄せる
B. ○○○○ データを分析した結果、…………… ……………。	←（第 3 階層）左に寄せる
1. 看護師として働き続ける思い このカテゴリーは、……………	←（第 4 階層）左に寄せる

2. 単位

度量衡は、原則として国際単位系（SI単位）を用いる。

3. 略語

略語は、初出のときに正式名称を記載し、そのあとに括弧書きで記入する。

4. 頁の記載

頁は、目次にはつけず、本文から図・表の最終頁まで、1、2、n（半角）のようにつける。資料は、i、ii、n の番号をつける。それらの記入場所は、下中央とする。

5. 註記

註記は、脚注として最後にまとめて記載する。また、本文中の註記には+、++を右肩に上付1/4角をつけ、文献番号1)、5)や統計学上の有意水準*、**とは区別する。

6. 図表等

図・表・写真は、それぞれに一連番号を太字で付し、その下に1行分空けて、それらの内容を示すタイトルを図・表・写真の上に記載する。但し書きは図・表・写真の下に記す。図・表・写真の大きさは、最大A3サイズまでとする。

図・表・写真は、読み取りやすさを考慮し、それを説明した本文近くの適切な場所に挿入し表示するか、巻末に図・表・写真のそれぞれを一括して綴じる。一括して綴じる場合、図・表・写真はA4判1枚に1つの図・表・写真とする。

7. 資料

資料を添付する場合は、通し番号と標題を付す。本文中にはその番号をもって引用する。ただし、研究計画書および倫理審査申請書類は資料に含めない。

<図・表の記載例>

図1

〇〇の関連図

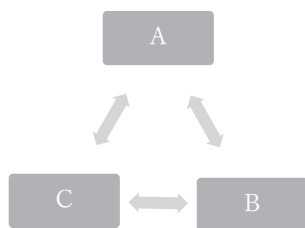


表1

研究参加者の概要

研究参加者	年齢	看護師歴
A	20代	5年
B	30代	13年
C	20代	7年
D	20代	6年
E	30代	10年

E. 文献

本文での文献記載方法ならびに文献リストの記載方法は、ハーバード方式（APAスタイル）に準ずることとする。

1. 本文での文献記載方法

- a. 本文中に著者名が記載されている場合は、その後ろに（ ）を付し、発行年を記す。本文中に発行年が記されている場合は、改めて表示する必要はない。同じ年に発刊された場合は、(2023a)、(2023b) のように明記する。文献のページは、当該文章の後ろに記す。

<記載例>

吉田 (2023a) は「・・・・・・」 (p.125) と述べている。

2016年にRisenは以下のように語っている (p.202)。

- b. 本文中（ ）内の著者名は2名までは全員記載する。著者が2名の場合、筆頭者の後ろに邦文では「,」（半角カンマ）を、欧文では「and」を付す。

<記載例>

島田, 林 (2003) は...と報告している。

Yeo and Hayashi (1996) によると...

- c. 著者が3名以上の場合、筆頭者の後ろに「他」（欧文の場合は et al.）を付けて略す。

<記載例>

佐藤他 (2020) によると...

...と言われている (Shayden et al., 2018, p.304)。

- d. 著者が3名以上で、名前を省略してしまうと別の文献と同じ表記になってしまう場合、どちらの文献も区別できるだけの著者名を表記する。欧文の場合、「et al.」の前の名前が1つであればカンマはつけない。2つ以上ならばカンマをつける。

<記載例>

佐藤, 高橋, 後藤, 吉田, 山本 (2020) の研究によれば...

佐藤, 高橋, 後藤, 吉田, 山本, 阿部他 (2020) が調査したところ...

Kapoor et al. (2017)は...

Kapoor, Bloom, et al. (2017)は...

- e. 共著者の同一文献を繰り返し引用する際には、著者名が2名までの場合は毎回の引用に全員記載する。著者が3名以上の場合には毎回の引用に筆頭著者の後ろに「○○他」または「et al.」と記す。

- f. 同じ（ ）内に著者の異なる2つ以上の文献を引用する場合は、（ ）内に筆頭著者のアルファベット順に姓と発行年を記し、著者ごとに「;」（半角セミコロン）で区切り、「;」の後ろに半角スペースを入れる。

<記載例>

...と考える研究者（遠藤, 2021; 庄司, 2020）も存在する。

...と指摘されている（山田, 2022; 山本, 2012）。

- g. 同じ（ ）内に同一著者の2つ以上の文献を引用する場合は、それらの文献の発行年を早い順に記す。その際、発行年ごとに「,」（半角カンマ）で区切り、「,」

の後ろに半角スペースを入れる。

<記載例>

...が明らかにされている（伊藤, 2009, 2011, 2018; 武田, 2000, 2003）。

- h. 外国語文献の翻訳書を使用した場合は、オリジナル文献（原書）の発行年と翻訳書の発行年を「/」（半角スラッシュ）で結んで記載する。「/」の前後に半角スペースは入れない。ページ数は翻訳書のものを記す。訳者名は不要だが、文献リストには訳者名も記載する。

<記載例>

Meleis (2018/2021) は...と述べている（p.55）。

2. 文献リストの記載方法

- a. 文献は筆頭著者のアルファベット順に並べる。著者名は、筆頭著者を含めて20名までの著者の姓名を記載する。20名を超える場合は19名目までを列挙し、省略記号 (...) に続けて最終著者の前に「&」を付す。外国人著者の場合、姓（ファミリーネーム）を先に、名（ファーストネーム）のイニシャルのみを後に記載する。

<記載例>

Bach, J. S. (2010). ...

Bowie, D. (2016). ...

加藤武志 (2019) ...

小田美香 (2017)

- b. 外国語文献で、著者が2名以上の場合、最終著者の前に「, &」を付す。

<記載例>

Christian, B., & Griffiths, T. (2016). ...

Fiske, S. T., Gilbert, D. T., & Lindzey, G. (2010). ...

- c. 同一著者の文献が複数ある場合は、発行年の早い順に記載する。同一著者による文献が同一年次に複数ある場合は、本文中の（ ）内に記載された発行年に付した小文字のアルファベット順に並べる。

- d. 2行以上にまたがる場合は、2行目以降は行頭を日本語2文字分、アルファベット4文字分下げる。

<記載例>

アメリカ心理学会 [APA](2010)/前田樹海, 江藤裕之, 田中建彦(訳)
(2011). APA論文作成マニュアル（第2版）. 医学書院.

Sandelowski, M., & Barroso, J. (2003). Creating metasummaries of qualitative findings. *Nursing Research*, 52(4), 226-233.

- e. 文献の記載方法は、雑誌掲載論文、書籍（原書）、書籍（編集・監修書）、書籍（翻訳・監訳書）、電子資料によって異なる。

（1）雑誌掲載論文

雑誌名は原則として正式名称を用い、邦文・欧文とも雑誌名は斜字体（イタリック体）で記す。巻(号)の半角カッコの前後に半角スペースは入れない。

<記載方法>

著者名（発行年）．論文の表題．掲載雑誌名，号もしくは巻(号)，最初の頁－最後の頁．

<記載例>

中村敏，坪倉繁美（2022）．男子看護学生が看護師としての職業的アイデンティティを形成していく様相．*日本看護学教育学会誌*，32(2)，123-136.

Thompson, B.M., Hearn, G.N., & Collins, M.J. (1992). Patient perceptions of health professional interpersonal skills. *Australian Psychologist*, 27, 91-95.

（2）書籍（原書）

書名を、日本語も外国語も斜字体（イタリック体）で記す。出版社の所在地は記載しなくてよい。

<記載方法>

著者名（発行年）．書名（版数、初版は省略可）．出版社名．

<記載例>

芝祐順（1979）．*因子分析法*（第2版）．東京大学出版会．

Morse, J.M., & Field, P.A. (1995). *Qualitative research methods of health professionals* (2nd ed.). SAGE.

（3）書籍（編集・監修書）

編集された書籍のなかに収録された章や節から引用した場合は、以下の記載方法で明記する。外国語文献の場合は、編者の名（ファーストネーム）のイニシャルを先にし、姓（ファミリーネーム）のあとに「(Ed.)」を付す。編者が複数の場合は「(Eds.)」を付す。監修の場合は「(監)」と表示する。

<記載方法>

著者名（発行年）．章や節の表題．編者名（編），書名（pp. 開始ページ-終了ページ）．発行所．

<記載例>

佐藤眞理，吉沢豊予子（2022）．災害時の女性への支援．吉沢豊予子（編），*助産師基礎教育テキスト第2巻ウイメンズヘルスケア*（2022年度版）（pp.175-184）．日本看護協会出版会．

Schwartz-Barcott, D., & Kim, H. S. (2000). An expansion and elaboration of the hybrid model of concept development. B. L. Rodgers, & K. A. Knafl (Eds.), *Concept development in nursing: Foundations, techniques, and applications* (2nd ed.) (pp.129-159). SAUNDERS.

（4）書籍（翻訳・監訳書）

原著者名は原綴りのまま表記する。

<記載方法>

原著者名（発行年） / 翻訳名or監訳者名（訳or監訳）（翻訳書の発行年）．
翻訳書の書名（版数）．出版社名．

<記載例>

Fawcett, J. (1993) / 太田喜久子、筒井真優美（監訳）（2008）．*看護理論の分析と評価*．医学書院．

(5) 電子資料（インターネット情報）

インターネット上の資料を使用し、引用する場合、読者が確実に引用された情報に辿りつけるよう、発表者、掲載年月日、記事タイトル（見出し）もしくは説明、情報に直接リンクするURL、検索の日付を記載する。掲載年月日が不明な場合は、n.d.（no dateの意味）と記載する。

オンライン出典の文献にDOI（デジタルオブジェクト識別子）がある場合は、通常の本誌情報の後に「<http://doi.org/>」を記載し、続けて「10.」から始まるDOI番号を記載する。DOI番号の最後にピリオドは付けない。

インターネット情報（Wikipedia などを含む）は真偽の不明な情報も多く、確実な情報かどうかを十分に確かめた上で慎重に用いる。また、そのまま引用することは絶対に避ける。その文献が紙媒体で手に入る場合は、それを文献とし、電子資料はインターネットでしか手に入らない文献に限定する。

<記載方法>

発表者（掲載年月日）． 記事タイトル． URL（検索日*年*月*日）

<記載例>

Dietrich, A. J. (2020). Charting a path forward for education abroad research.

Frontiers: The Interdisciplinary Journal of Study Abroad. 32(2), 1-11.

<https://doi.org/10.36366/frontiers.v32i2.465>

厚生労働省（n.d.）． 「外国人受け入れのための医療機関向けマニュアル」について.

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230_00003.html（検索日2022年1月18日）

